

令和6年厚岸町議会第2回定例会会議録		
招 集 期 日		令和6年 6月12日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	令和6年 6月12日 午前10時00分
	延 会	令和6年 6月12日 午後 4時39分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	○
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音 喜 多 政 東	○	12		
6	中 川 孝 之	○	13	大 野 利 春	○
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席議員 12名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	佐 藤 浩 之	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狭 靖	教 育 長	滝 川 敦 善
副 町 長	石 塚 徹	教委管理課長	諸 井 公
総 務 課 長	布 施 英 治	教委指導室長	藏 光 貴 弘
総合政策課長	三 浦 克 宏	教 委 生 涯 学 習 課 長	車 塚 洋
危機対策室長	四 戸 岸 毅		
税 務 課 長	鈴 木 康 史	監 査 委 員	黒 田 庄 司
町 民 課 長	渡 部 貴 志	監査事務局長	川 越 一 寿
保健福祉課長	早 川 知 記	農委事務局長	江 上 圭
環境林務課長	真 里 谷 隆		
水産農政課長	高 橋 政 一		
観光商工課長	田 崎 清 克		
建 設 課 長	堀 部 誠		
病院事務長	星 川 雅 美		
水 道 課 長	高 瀬 順 一		
会 計 管 理 者	塚 田 敦 子		

1. 会議録署名議員

2 番	室 崎 正 之		
3 番	佐 藤 淳 一		

1. 会 期

6月12日から 6月14日までの3日間（休会日なし）

厚 岸 町 議 会 第 2 回 定 例 会 議 事 日 程

(6 . 6 . 1 2)

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		議会運営委員会報告
第 3		会期の決定
第 4		諸般報告
第 5		例月出納検査報告
第 6	報 告 第 6 号	繰越明許費繰越計算書の報告について
第 7	報 告 第 7 号	社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について
第 8	報 告 第 8 号	株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について
第 9	議 案 第 4 4 号	令和6年度厚岸町一般会計補正予算
	議 案 第 4 5 号	令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算
第 10		一般質問

厚岸町議会 第2回定例会

令和6年6月12日
午前10時00分開会

- 議長（大野議員） ただいまから、令和6年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。
- 議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（大野議員） 日程に先立ち、表彰の伝達を行います。
去る6月11日、札幌市で開催されました北海道町村議会議員議長会定期総会におきまして、南谷議員が町村議会議員として在籍25年以上の自治功労者表彰を受賞されましたので、厚岸町議会会議運用内規93の規定により、表彰の伝達を行います。
南谷議員は演台前までお進みください。
表彰状、厚岸町議会、南谷健殿。
あなたは、町村議会議員として、長年にわたり地域の振興、発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は、誠に顕著であります。よって、ここにこれを表します。
令和6年6月11日、北海道町村議会議長会、会長、渡部孝樹、代読。
以上で、表彰の伝達を終わります。
- 議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、2番、室崎議員、3番、佐藤議員を指名いたします。
- 議長（大野議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
10番、堀委員長。
- 堀委員長 6月10日午前10時から第5回議会運営委員会を開催し、令和6年厚岸町議会第2回定例会の議事運営について協議いたしましたので、その内容について報告いたします。
議会側からの報告は、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告であります。
議会からの提出案件は、会期の決定、議員の派遣であります。
委員会関係では、3常任委員会及び議会運営委員会からの閉会中の継続調査申出書であります。
意見書案については、意見書案第1号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業

・木材産業施策の充実・強化を求める意見書が提出されております。いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

次に、町長提出の議案等についてであります。

報告第6号から報告第8号まで、繰越明許費繰越計算書の報告ほか2件は、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

議案第44号及び議案第45号は、令和6年度厚岸町一般会計補正予算ほか1件で、審議方法は、議長を除く11名をもって構成する令和6年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審議することに決定いたしました。

議案第46号から議案第53号までの一般議案8件と、議案第54号の条例の一部改正1件は、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

本定例会の一般質問通告者は、6名であります。

本定例会の会期は、6月12日から14日までの3日間に決定いたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（大野議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（大野議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日から14日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6月12日から14日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理された議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和6年3月6日開会の第1回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

また、今般、釧路東部消防組合議会及び釧路公立大学事務組合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（大野議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員から、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

- 議長（大野議員） 日程第6、報告第6号「繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、報告第6号「繰越明許費繰越計算書の報告について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

この内容につきましては、令和5年度厚岸町一般会計補正予算6回目及び7回目で、繰越明許費として、令和6年度への繰越執行の議決をいただいております。

今般、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり、報告させていただくものであります。

2ページをご覧ください。

令和5年度厚岸町繰越明許費繰越計算書一般会計であります。

表に記載のとおり、4款5項にわたり、全8事業について、合計で7億6,960万7,000円について、令和6年度への繰越しであります。

財源内訳につきましては、既収入特定財源3,000万円、未収入特定財源として、国及び道支出金として、7億3,259万1,000円、地方債として、170万円で、それぞれ国の繰越し承認を得ており、令和6年度での繰越事業の執行に応じて、収入予定の財源であります。

一般財源は、531万6,000円であります。

以上、報告第6号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） これより、質疑を行います。

7番、南谷議員。

- 南谷議員 何点かお尋ねをいたします。

まず、2款の総務費なのですが、363万円、これは3月の定例会の補正で繰り越しますと、承認が終わっていますよね、一度。そう認識をしております。今回、事業が遅れたのかどうなのか、繰越が確定して、こういう数字に至ったと思うのですけれども、この内容について説明をしてください。

それから、6款の商工費です。電気自動車の関係で3,500万円ですけれども、特定財源、3,000万円の計上になっております。この3,000万円の内容と、今回繰り越さなければならなかった理由なのですけれども、なぜ工事が遅れたのか、この辺についても説明をしてください。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸課長） 総合行政情報システム整備事業、番号制度の363万円につきましては、議員おっしゃいますとおり、昨年度末の補正において議決をいただき、その財源を繰り越して執行するものであります。これにつきましては、マイナンバーの関係で、マイナンバーカードにローマ字を表示するというためのシステム改修につきまして繰り越して執行するもので、執行につきましてはこれからになりますけれども、その繰り越す額として確定しているという内容でございます。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、商工費の厚岸味覚ターミナル電気自動車の充電設備整備事業であります。この3,000万円ですが、こちらのほうは企業版ふるさと納税ということで3,000万円、これは合同会社厚岸ソーラー様からいただいております。これは令和5年度で収入をいただきまして、事業につきましては、3カ年で当初予算でも、味覚ターミナルコンキリエの充電設備ということで、令和5年度に収入を、企業版ふるさと納税をいただいたということで、この事業に充てるとということで、この既収入特定財源という形で令和6年度へ繰り越したいしまして、味覚ターミナルの充電器の設備の事業に充当するといった内容でございます。

（「遅れていないのですか、事業は順調に行ってるのですか、それについても質問してるのですけれども」の声あり）

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） すみません、答弁漏れがありました。

事業につきましては、令和6年度の予算で計上しております。これからこの事業につきましては入札を行って、事業を進めていくということでありますので、令和6年度中にこの事業を完成させるということでございます。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

- 議長（大野議員） 日程第7、報告第7号「社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました、報告第7号「社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について」、その内容をご説明申し上げます。

なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

経営状況説明書は、別冊で用意させていただいておりますので、ご覧願います。

それでは、経営状況説明書の1ページ目をお開き願います。

令和5年度事業報告書でございます。

3ページには目次、4ページには事業報告の総括説明がございます。

内容について、その要点を説明申し上げます。

総括説明では、令和5年から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更され、コロナ禍以前の生活に戻りつつある一方、新たな生活様式が生まれるなど、社会を取り巻く環境が大きく変化して、従来の制度、分野の枠の中に当てはまりにくい複雑化、複合化した課題も顕在化しております。

こうした中、重層的支援体制整備事業の構築を意識した取組を進めるとともに、介護事業等の安定的、継続的な事業運営に努めたことが記載されています。

次に、重点推進目標の概要につきましては、1の「複雑・複合課題への包括的相談支援の確立」では、法人内におけるあんしんサポートセンターあつけしや、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所等での相談を通じて、介護保険サービス等の制度利用に限らず、その方に必要なインフォーマルな福祉サービスにつながるよう、支援を行ったこと。

2の「既存事業に着目した地域づくりの推進」では、コロナ禍で停滞していたふれあい会食会や地域サロンなど、地域住民が主体となる地域づくりを推進したこと。

5ページですが、3の「既存の枠にとらわれない交流の場の創出」では、多世代交流型スペースを設置したり、農業体験を通じて多世代と交流できる場づくりを関係者といっしょに作り上げたこと。

4の「共感と主体性を持った人と人のつながりの強化」では、コロナ禍で下火になってしまったコミュニティカフェが再開できたこと。

5の「生活を支えるための介護保険サービスの充実」では、災害や感染症の発生時にも、最低限必要となる機能を確保できるよう、業務継続計画の策定を進めたとしており

ます。

次の6ページから31ページまでにつきましては、令和5年度の各事業報告であり、事業名、実施日、主な内容などが記載されております。

初めに6ページでございます。

法人在宅事業のうち、法人本部事業であります。

法人運営事業として、理事会、協議委員会等の開催が8ページにわたって記載され、8ページでは、部会、委員会の開催、内部委員会の開催が記載され、9ページには道社協及び釧路地区社協関係会議への参加、役職員研修の実施が10ページにわたって記載され、会員と会費の状況、福祉団体等への助成、広報活動の実施内容が記載されております。

次に、地域福祉推進事業として、緊急情報キット「かけはし」配付事業が11ページにわたって記載され、たすけあいチーム助成事業、地域福祉懇談会の企画実施、住民主体のサロン活動への支援、厚岸町障がい者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」への支援・参加協力、郷土募金運動への参加が12ページにわたって記載され、第14回厚岸町社会福祉大会の開催が記載されています。

次に、ボランティアセンター運営事業として、ボランティアセンター運営委員会の開催、ボランティアバンクの体制整備、ファミリーサポート事業、13ページではハートコール事業、災害ボランティア推進連絡会の開催、ボランティア研修会の企画実施、福祉教育の推進、釧路地区ボランティア活動推進会議への出席の内容が記載されております。

次に、資金貸付事業として、生活福祉資金貸付状況、14ページでは生活福祉資金低所得者資金貸付状況が記載されております。

次に、権利擁護事業として、日常生活自立支援事業の推進、法人後見の内容が記載されております。

次に、15ページでは受託事業であります。

いずれも町からの受託事業で、福祉バス運行管理事業、一般介護予防事業の内容が16ページにわたり記載されております。

次に、福祉相談事業として、地区相談所の相談内容、中央相談所の開設、17ページでは法律相談の実施が記載されております。

次に、成年後見制度推進事業として、相談対応業務、普及啓発業務、申立等の支援に関する業務、市民後見人の登録等に関する業務、市民後見人の活動に関する相談及び支援業務、18ページには法人後見における後見支援員の活動、市民後見人フォローアップ研修の開催、成年後見制度等に関する関係機関・関係団体等との連携及び調整業務、実施機関運営協議会の開催、受任調整会議は対象者なしのため未開催と記載されております。

次に、生活支援体制整備事業として、生活支援コーディネーターの配置、19ページは生活支援サービスの提供状況、公的機関や民間活動団体とのネットワーク構築が記載され、20ページではボランティア団体や地縁組織等の多様な担い手の養成、支え合い体制づくりに関する住民への周知と意識啓発、厚岸町地域支え合いネットワーク会議の開催について記載されております。

次に、重層的支援体制整備移行準備事業として、社協あぐり、21ページは生活支援サービスの運用、ふれあい会食会の実施、まちカフェの立ち上げ支援、多機能共生型スペースあつまるの支援が記載され、22ページはボランティアポイント制度の立ち上げ・運用、社会参加を目的とした就労支援が記載されています。

次に、訪問介護サービス事業であります。

訪問介護事業として、23ページにわたり、事業内容、利用状況、職員研修の実施が記載されております。

次に、第一号訪問介護事業の実施状況、障害福祉サービス事業、生活管理指導員派遣事業、外出支援サービス事業、福祉有償運送の実施状況が記載されております。

次に、24ページは居宅介護支援事業であります。

居宅介護支援事業として、事業内容、利用状況、職員研修の実施が記載されております。

次に、25ページからは施設通所介護事業であります。

この施設通所介護事業の部分が、指定管理者制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの事業内容となっております。

初めに、施設介護サービス事業のうち、介護老人福祉施設、いわゆる心和園のベッド数が50床部分の多床室に係る事業内容、利用状況、入退所状況が記載されております。

稼働率については、利用状況の表の右に90%と記載されております。

前年の令和4年度の稼働率は84.1%であったため、前年から5.9ポイント上回る状況となっておりますが、令和4年度では多床室のクラスター発生による新規受入の停滞などの影響から稼働率が下がっていますので、令和5年度は稼働率が持ち直した状況と考えられます。

次に、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる心和園の18床のユニット型施設の事業内容、利用状況、入退所状況が26ページにわたり記載されております。

稼働率については、利用状況の表の右に95.7%と記載されております。

前年度の令和4年度の稼働率は95.1%であったため、前年を0.6ポイント上回っている状況で、ほぼ例年どおりとなっております。

次に、短期入所生活介護事業、いわゆるショートステイ事業の事業内容が27ページにわたって記載され、利用状況が記載されております。27ページの利用状況の表の右に各居室の延べ利用者数の合計が記載されております。

次に、障害福祉サービス事業として、事業内容、利用状況が記載され、次に、生活管理指導短期宿泊事業が記載されております。

続いて、28ページは通所介護サービス事業であります。

通所介護サービスは、いわゆるデイサービスセンターの事業内容、利用状況が記載されております。

利用者の状況であります。利用状況の表の右下、合計の延べ人数は6,407人の利用実績となっております。

前年度の令和4年度の延べ人数は6,541名であったため、前年から2.0%分下回る状況であります。

次に、29ページは訪問入浴介護事業として事業内容、利用状況が記載され、次に、第

一号通所介護事業として、事業内容、利用状況が30ページにわたって記載されております。

次に、生きがい活動支援通所事業、配食サービス、身体障害者デイサービス事業、身体障害者訪問入浴サービス事業の実施状況が記載されております。

次に、31ページは、社会福祉センター事業であります。貸館利用状況、施設整備状況が記載されております。

続きまして、33ページからは決算書であります。

厚岸町社会福祉協議会の会計処理につきましては、社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理が行われております。

35ページから36ページは目次が記載されておりますが、この決算書の構成として、各計算書類に対する法人単位の決算関係、事業区分ごとの決算関係、拠点区分ごとの決算関係となり、次に付属明細書があり、最後に財産目録となっております。

それでは、決算書の内容につきまして説明させていただきます。

39ページから46ページまでは、資金収支計算書の内容であります。

まず、39ページは、法人単位の資金収支計算書でございます。

決算額は、B欄となります。上段、事業活動収支のうち、表の大体中段のところに（3）事業活動資金収支差額が記載されています。令和5年度事業活動資金収支差額は、3,147万7,290円となっております。その下の施設整備等による収支、下段のその他活動資金収支の差し引きにより、法人全体の当期資金収支差額合計が、表の下から3行目に記載されております。令和5年度の登記資金収支差額合計は、マイナス1,058万3,496円となっております。その下の欄、前期繰越に相当する前期未支払資金残高に加えることにより、一番下の欄、当期未支払資金残高は、1億2,338万4,888円となった内容でございます。

40ページは、資金収支内訳表です。厚岸町社会福祉協議会の二つの事業区分の社会福祉事業と公益事業の内訳が記載されております。

41ページは、社会福祉事業区分のうち、法人在宅事業と施設通所介護事業に分けた資金収支内訳表となっております。

この施設通所介護事業に係る拠点区分が、指定管理者制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの資金収支内訳に関する内容であります。

42ページ、43ページは、法人在宅事業の資金収支計算書、44ページ、45ページが施設通所介護事業の資金収支計算書、46ページは、公益事業の福祉センター事業の収支計算書であります。

49ページをお開きください。

49ページは、法人単位事業活動計算書で損益計算書に相当するものです。勘定科目Aの欄の（11）当期活動増減差額が記載されております。当期活動増減差額は、1,424万3,828円となっております。

表の下から3行目にその他積立金取崩額306万6,000円を加え、その下のその他積立金積立額3,677万4,500円を積み立てることにより、一番下の欄に次期繰越活動増減差額は、4億1,529万7,575円となり、59ページの貸借対照表上の次期繰越活動増減差額と一

致しています。

50ページ、51ページは事業活動内訳表、52ページから56ページまでが各拠点区分ごとの事業活動計算書が記載されております。

54ページをお開きください。

指定管理となっている心和園及びデイサービスの施設通所介護事業拠点区分の事業活動計算書であります。

(A) 欄が令和5年度決算となりますが、上から5段目の都道府県補助金で1,509万2,000円となっております。これは、令和4年度に新型コロナウイルス感染症のクラスターが2回発生し、介護保険収入の減少に加え、職員の超過勤務手当、職員の陽性者のための宿泊施設の確保など、嵩増し経費について、同補助金の対象となりましたが、翌年度の令和5年度に収入となっております。このため、55ページの中段、サービス活動増減差額(3)ですが、前年度マイナス723万6,330円に対し、令和5年度では2,851万9,521円と大きく増加したものであります。

59ページをお開きください。

59ページは、令和6年3月31日現在の貸借対照表です。

まず、左側資産の部、当年度末の一番下の欄の資産の部合計8億6,036万8,892円につきましては、右側上の負債の部、合計9,163万5,852円に、下の純資産の部、合計7億6,873万3,040円を加えた額が、最下段の負債及び純資産の部合計欄8億6,036万8,892円と、貸借同額で一致しております。

次に、6ページから69ページまでが各事業区分・拠点区分別の貸借対照表が記載されております。

次に、73ページから79ページまでが法人全体で作成する付属明細書、次に、83ページから103ページまでが拠点区分で作成する付属明細書です。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、107ページ、108ページは、財産目録となっております、内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

109ページは、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。令和6年5月11日に、会計及び業務の監査を受けた報告内容となっております。

次に、111ページからは、令和6年度事業計画書でございます。

113ページに、事業方針及び重点推進項目として5項目が記載されております。

- 1、複雑・複合課題への包括的相談支援体制の確立。
- 2、各支援関係機関における連携体制の強化。
- 3、年代の枠にとらわれない交流の場の創出。
- 4、共感と主体性を持った人と人のつながりの強化。
- 5、生活を支えるための介護保険サービスの充実と記載されています。

114ページから117ページまでは事業実施計画で、三つの拠点区分に分け、さらに七つの区分に分けて、具体的な内容が記載されております。

114ページに、一つ目の拠点区分の法人在宅事業があり、その区分として、1、法人本部事業、115ページには、2、受託事業、3、訪問介護サービス事業、116ページに、4、居宅介護支援事業の4事業があり、中段から、二つ目の拠点区分として、施設通所

介護事業があり、その区分として、1、施設介護サービス事業、いわゆる特別養護老人ホーム心と園の事業、117ページに、2、通所介護サービス事業、いわゆるデイサービスセンターの事業になります。

この2事業については、町からの指定管理事業であります。

中段に三つ目の拠点区分、社会福祉センター事業があり、社会福祉センター運営事業になります。

119ページからは、令和6年度の資金収支予算書で、事業計画と同様、三つの拠点区分と、七つの区分となっております。

121ページは、令和6年度の法人全体の資金収支予算書で、全ての事業の合計が記載されております。資金の収支を計算し、前年度と比較したものでございます。

122ページは、社会福祉事業の資金収支予算、123ページは、公益事業の資金収支予算、124ページから128ページまでは、拠点区分ごとの収支予算となっております。

129ページから139ページまでは、七つのサービス区分ごとの収支予算内訳となっております。

その他、内容の説明につきましては、省略させていただきます。

最後に、最終ページの141ページをご覧ください。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会役員名簿でございます。

任期は、表の下に記載がありますが、令和5年5月30日から選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとなっております。

以上、大変簡単な説明ではございますが、報告7号につきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

4番、金子議員。

●金子議員 115ページの事業実践計画の中で受託事業について伺いたします。

重層的支援体制整備事業移行準備事業とありまして、重層的支援体制というのは、自分の認識している中では、一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑な複合課題を持つ方をサポートする体制と認識しているのですが、今、記載されている事業計画では、表に出てこられる、コミュニティとかに参加できる人とかは、すごく支援できると思うのですが、引き籠もっていたり、目に見えないで困っている人に対してどのような形でコロナ禍で支援するものがあるのか教えてください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

重層的支援体制整備事業移行準備事業であります。

これにつきましては、昨年度、令和5年度、それから今年度、令和6年度につきまして、7年度以降、体制整備を整えた中で進めていくということに向けての準備段階とい

うことで事業を設定してございます。

今、言われたとおり、ここに記載されている部分では、まずは様々な年代、それから課題の中で、まずは支援を行うメニューを設定していきたいというふうに考えているところです。これらの事業につきましては、例えば、社協あぐり、現在、ビニールハウス等での農作物を育てて収穫するという事業で、これにつきましてはボランティアですとか、例えばひきこもり等で声のかけられる方、現在、分かっている方でかけられる方に手伝いをいただいて行うといったことで、昨年、それから今年度も実施するというふうに考えているところ。

それから、おたすけ隊につきましては、ボランティア等を活用して、高齢者、障がい者等のサービスにかかるというもの。

それから、ふれあい会食会等では、対象問わず、地域でふれあえるような、ふれあい会食会につきましては、特に高齢者の方、申込みをいただいて、会食会を定時的に開いているもの。

それから、まちカフェの立ち上げ、これにつきましては、地域において対象者の方問わず、集まり、憩いの場、憩いの時間を過ごしていただく。

共生スペースにつきましては、特に子どもが集まる事業に対して、高齢者の方も同じタイミングで集まっていただく、ボランティアの方も関わっていただく。

それから、ボランティアポイントにつきましては、これらに関わる、ボランティアが活動した場合に、わずかですがポイントを付与、それから、その現金化を行うというような事業で、これらの支援をしていく中で関わるサービス、メニューを増やしていくというような取組をしているところです。

今、ご質問のあったポイントとなる部分では、既存のサービスと、これらの開発、準備を進めていく事業を掛け合わせた中で、既存のサービス、それからこういった事業に利用してもらうために、ひきこもり等の方については、いろいろな方に協力をしていただき、外に出るタイミングを、それから機会をつくっていくというようなことが一方で行う必要があると考えております。

一つは、重層的支援体制整備のもう一つのポイントとしましては、社会福祉協議会の委託事業としては、これらのメニューの部分、それから町のほうでは、大事な組織としての相談体制の確立をしていきたいというふうに考えております。これは、例えば、障がい、それから子どもを抱える、例えば障がい者の方、複合的な課題を持つ方が相談に来たときに、二つも三つも窓口を回るのではなくて、一つの窓口で、関係機関側が一体的に対応できるような支援をしていけるような体制を組織として体制整備していきたいということが、一方、私たち行政のほうで仕組みづくりを進めたいというふうに考えているところで、社会福祉協議会と両方合わせて準備を進めていくというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 4 番、金子議員。

●金子議員 詳しい説明、いつも課長はしていくので、大分理解はできるのですが、名前は重層的支援体制、あと包括、先ほど課長が言っていたのは包括的支援のほうで窓口を

縦割りから横割りにする。言っていることは分かるのですが、今言った自分の言っている問題というのは、人にも相談できない、孤立化していたり、どこにも相談できない人たちをどう探し出すかというところに一つも見えてこないのと、せっかく社協との連携なので、行政だけの考えではなくて包括的にやるだけではないのは分かるのですが、重層的支援の解決に導くことができないような難しい問題を抱えている人をどう見つけ出して、どう支援するのが、事業的に、いつから移行するとかというのはずっと聞いていますけれども、具体的にそういう人たちに対してどういう事業を今後進めていったり、計画があるのかということが全然お答えいただけていないので、そのあたりを進めていかないと、実際に本当に困って孤立している人って、この支援体制だと、ちょっと引っかからないのではないかと思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 大きな課題となる部分のご指摘だと感じております。これまでもそうですが、いろいろなところに網を張って、お話をいただいて、いわゆる、情報をいただいて関わるということをやっとこれまでしていますし、これからその部分はすごく大事な部分だなというように考えております。それは、例えば民生委員ですとか、自治会の方から、それから、例えば認知症の方でも本人からの情報がなくても、周りから情報をいただくというようなことがとても重要な部分になります。本人は発信できないという方に対しては。本当に見えない部分で、見えないところを探す手段というのは、基本的にはないのかなと思っています。全戸を訪問して、人に会わないと状況が分からないというようなくらい、とても難しい問題だと思っています。そういった部分では、多くのPR、それから窓口のアピールを行って、いろいろな情報をいただく。

それから、もう一つは、今、不足しているなというふうに感じているのは、やはり地域に出向いていく部分が不足しているというふうに感じております。この部分は、大きくは社会福祉協議会に担っていただいて、ここでいうと生活支援体制整備というような専門員1人が地域に出て行って、いろいろなサロンですとか老人クラブだとかに関わるというような、そういったものもありますので、そういった中で探していくというような作業が一方必要かなというふうに感じております。ここは、今後も課題として取り込める方法を探しつつ進めていきたいというふうに考えております。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。

ぜひ、この事業化計画を立てる上で、今課長がおっしゃったようなことを、客観的に見て分かる事業として記載できるような取組をしていただきたいと、そうしていただくと進むのではないかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

現在、具体的に取り込んでいる部分は、実は各分野の中で、市町村が行っていなかった事業として、生活保護の事業、うちのほうが窓口というふうになっていますが、実は生活保護の支給については北海道が行っている。それから、生活保護に陥る前の事業の部分についても、市町村事業ではなくて北海道事業として実施している。これを連携をする、それからその方々が来られるような場所、それから関われる事業のメニュー設定をしたいというところで、こういった事業を進めているという状況となっております。

今後、体制整備ができた時点では、住民の方にも分かりやすいように、どういった窓口、どういった事業、どういった方が、どういうものにつながるかというようなことは分かりやすいように、できるように、例えばチラシですとか、PRができるようなもの、考えていきたいというように考えております。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

7番、南谷議員。

●南谷議員 初めに、事業報告書、この中からお尋ねをさせていただきます。

この事業報告書の24ページ、（1）が居宅介護支援事業、その②ケアマネージャーの利用状況についてお尋ねをいたします。

②の欄ですけれども、利用者、延べ人数、足しますと、令和5年度、ここに表示されている数字は、延べ人数で2,177人となります。令和4年度は2,163人で14人の増。さらに、令和2年が2,023人、令和3年が2,095人ですから、令和2年比154人増えています。令和5年と令和2年対比しますと154人増えているのですけれども、この要因を説明してください。

また、社協として、このケアマネージャーのアドバイスする仕事量、件数が増えているのですけれども、保健福祉課としては厚岸町全体を見ているわけですから、他の事業所の推移というのはどうなっているのかなと。この辺についても説明をしてください。

次に、25ページです。25ページ、②、こっちは心と園の多床室の利用状況でございます。ここでお尋ねをさせていただきます。

令和4年は84.1%、ここに記載されているのは90%と増加となっています。この要因を説明してください。

次に、事業活動計算書でお尋ねをさせていただきます。

49ページを見てください。49ページ、法人単位事業活動計算書でございます。ここでお尋ねをさせていただきます。

上段のサービス活動増減の部、ここのサービス活動増減の内訳、当初の予算と前年、決算額で前年比がここに記載されているのですけれども、この数字を見ますと、決算額はマイナスの623万5,883円で、前年が3,200万円のマイナスですから、2,626万916円の

収支改善となっております、ここで。この要因なのですけれども、この影響を大きく受けて、その下のほうにあるのですけれども、下段の繰越活動増減差額の部、ここに数字にきていると思うのです。最終的に、私、繰越の部で、その他の積立金、積立額、ここが決算額が3,677万4,500円、こういう数字に至っております。中身はいろいろあったと思うのですけれども、結果として、ここに大きく積むことができた、こういう結果に至っていると理解をいたしました。

それで、この内容について、さっきも簡単ですけれども、簡単に説明がありました。55ページのほうで。さっきの説明の中で唯一説明があったのですけれども、当然ここに影響してくると思うのですけれども、その辺も含めて説明を求めます。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 説明させていただきます。

まず、24ページ、居宅介護支援事業、これにつきましては、介護支援専門員、ケアプランをつくるケアマネージャーの事業所の事業となります。社会福祉協議会につきましては、職員体制、上のほうにあります、一応5名体制での実施、管理者が1人兼務していますので、人数としては5名体制で実施しております。

利用状況の増減部分につきましては、先ほどお話いただいたとおり、令和2年、3年、4年から比較していきますと利用増となっております。これは、要介護者の全体数が、やはり認定されている方が増えているということで増えてきている状況にはなっております。全体の認定者数、ちょっと確認をしていたのですけれども、この部分では、大体増加数にかかる部分を社会福祉協議会が吸収している増加分かなというふうに考えております。

ご質問のあった他の事業所につきましては、町内には四つの事業所がございます。社会福祉協議会ほか3事業所があります。いずれも介護支援専門員が1人または2人という事業所となっております。介護支援専門員につきましては、1人が担当できる件数が39件以内とされておりますので、ほかの人数の少ない事業所につきましては、これをめいいっぱい活動している状況で、これまでには大きく数字が増えていません。去年度につきましても、大体同じ人数を行っている。認定者の増えてきた部分につきましては、社会福祉協議会が増加している部分で吸収をしているというふうに考えております。社会福祉協議会につきましては、ベテランの職員が多くて、定年になった方なんかもいらっしやいまして、令和4年度から1人増やして、現在の5名体制とすることで、大体この増えてきている人数を吸収しているというような状況となっております。

それから、右側、25ページの、ここは心和園の50床の多床室部分になります。稼働率につきましては、今年度90%、昨年度84.1%、令和3年度におきましては、96.6%、令和2年度につきましては、95.1%と、比較していきますと、令和4年度につきまして、コロナ禍でクラスターのことであって新規の受入れができなかった期間もあり84.1%に落ち込んだという状況となっておりますので、今年度90%に、例年どおりに戻ってきたというふうに理解しているところでございます。

それから、もう一つ、49ページの部分です。単純なサービスの事業の収益、それから

費用の差し引きであります活動収支差額で、昨年度、これでいきますと令和4年度が前年度となりますが、令和4年度、マイナス3,200万円ほど。昨年度はマイナス600万円ほどということで、収支としては改善しているという状況となっております。

ここでも一つは、この上のほうでの部分では、介護保険収入、上から三つ目の部分では補助金収入が1,500万円ほど差額が出ている。それから、介護保険収入におきまして、4億8,000万円、4億7,000万円ということで1,000万円近くの収入減といえますか、収入の差があるというのが大きな要因となっておりますが、ちょっと説明がしやすいので55ページをお願いいたします。

ここ、54ページ、55ページにつきましては、施設通所ということで、心和園とデイサービスの令和5年度の決算、それから令和4年度の決算の比較となっております。55ページの中段ほどにサービス活動増減差額（3）というのがございます。ここでは、令和4年度、マイナス720万円、今年度、2,800万円ほどのプラス収支と改善しております。ここでの収支改善の要因としましては、54ページの上から5段目、ここは都道府県補助金収益となっております。これは、令和4年度ではゼロ、計上はありませんが、令和5年度に1,500万円ほどの計上がございます。これは、令和4年度に、先ほどお話していたようにコロナ禍でクラスター等もあり、収入減、それから利用者、職員も感染したことで、職員の超勤の、それから陽性者の宿泊の確保等にかかる経費、それから収入減に対しても一部補助金の、本来でいけば、当時、罹患した方の療養所を国が確保するというような話だったのですが、これを施設のほうで一時的に、ほかに移せないの、施設に戻るしかないの、施設で療養するという部分に対して1日幾らというような、そういった補助金も含めて、大体1,500万円ほど、この経費が本来であれば令和4年度に収入があるべきものだったのですが、これが令和5年度に入っているということになっておりまして、この部分、差し引きしていきますと、昨年度、収入減もありましたが、収支の差額の大きな要因としては、これが一つ大きいのかなというふうに考えております。

この55ページの下の部分になりますが、その他、積立取崩金、令和4年度でいきますと、下のほうにあります2,281万6,100円、これが昨年度、介護保険等の収入減に対して、積立金を取り崩して充当しております。これを令和5年度では3,600万円を積立をし直しているということで、今回、収入増となった部分について、元々積立をしてあった、昨年取り崩した部分を積み立て直したというふうにしておる状況となっております。

大変簡単ですけれども、以上となります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 まず、確認をさせていただくのですが、今の答弁で、令和2年度と令和3年度、令和4年度と令和5年度の増減の説明の中で、令和4年と令和5年は増えていますよね、最初の部分で。大きく100名くらいずつ件数が増えている。その要因について説明がなかったのです。例えば、コロナの影響でこういうふうに100名、令和2年と令和3年の数字と令和4年と令和5年の数字がコロナの影響でどうなのかなと勝手に

推測したのですけれども、実際はどうだったのかなというのが説明が、今のずっと説明を聞いていたらなかったものですから、その説明をお願いします。

それと、55ページの関係なのですけれども、今説明を聞いていたのですけれども、前年度の1,500万円、54ページのほうからの令和4年度に入るべきものが今年度に来たと。令和5年度で受けられたものですから、収入で3,000万円以上のものが、そうすると1,500万円は実質令和4年度の分だと、こういうふうに理解をしてよろしいのでしょうか。差額が。ここに上がっている数字から見ると、実際は令和4年度からの分の国からの補助金が入ってきていると、こういう理解をしたのですけれども、そういうことでよろしいかどうか。

次に、新たにお尋ねをさせていただきます。

居宅支援事業の利用者数は、今後も本町は高齢者の増加が見込まれるわけですから、私はケアマネジャーの役割が非常に大事になってくるだろうと。ということは、町内にこれから団塊の世代がもっとこういう時代に入ってくる。全員が介護のお世話になればいいのですけれども、これからそういうケアマネジャーの仕事というのは非常に重要を増してくるなという気がいたします。そういう意味で、現状、社協のケアマネジャーの人数。先ほど説明がありました。管理者入れて6名体制、実質5名だということなのですが、現状の5人の体制で十分なのでしょうか。いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 大変申し訳ありません。24ページ、居宅介護支援事業の100名ほど利用増になっていると、年度ごとで利用増となっている部分の説明でございます。

これは、単純には認定者の増加に伴う利用増というふうに考えております。これは、全体としましては、高齢者数については、今は既に減少に転じてきています。ただし、頭打ちがあったのですけれども、ほぼ変わらず、数人、数十人ずつ年間下がっていくというくらいの緩やかな減少に変わってきていると。ただ、要介護認定者につきましては、もう少し認定者数が増えていくのかなと。ただ、これまでは、認定者数で行きますと、年間二、三十人ずつ増えている状況となっておりました。現在、全体では720名ほどの認定者数で推移しております。ただ、記載にあります年間延べ利用人数の100人につきましては、これ、実は12で割り返します。毎月分カウントするものですから。12で割り返しますと、大体10名弱くらい増えた。大体3、4年間で利用者数、実人数が10人くらい増えたというところで、先ほどお話した4名から5名体制にすることで吸収していったというのが状況でございます。

今後につきましては、実は令和6年度の報酬改定におきまして、これまでケアマネジャー、1人39件まで、40件以上になると、持てるのですけれども、報酬が下がって算定しなければいけないというようなことになります。基本的には39人までの上限として受け持つというふうにしていましたが、報酬改定でこれが44名まで増えたというような状況となっておりますので、現在の人数の中で件数を掛けていくと、大体吸収していける

ような実態となるというふうに考えております。ただ、そのことで業務が減るわけではない、増えていく、これまで以上にケアマネージャーの業務が忙しくなるというところで、実質的に増やしていけるのかという問題は別にあります。これについても、多分、今後また1人、さらには2人、町全体で増やしていかなければいけない。現在でも恐らく1人くらいは不足している状況かなというふうに町では考えているところとなっております。

それから、補助金のほうにつきましては、ご理解いただいた部分というふうに認識しております。大きな要因としまして、1,500万円の収入が年度がずれたことでの収支差が大きくなったという理解というふうになっております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

- 南谷議員 令和5年度の経営状況説明書を今もいろいろ伺ったのですけれども、一番財源の大きな事業でございます。懸念をしております。居宅介護等、心和園のサービス事業、今、粗々、令和5年度の数字も質疑をさせていただいたのですけれども、非常に社協としてスムーズな運営に至ったと私は理解をいたしました。改めて、私はこの令和5年度のこの数字を私なりに分析をさせていただいた結果、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の皆様、心和園の皆様に改めて敬意を表する次第でございます。

その上で、お尋ねをさせていただきます。

平成25年に初めて指定管理を実施され、10年が経過をしました。令和元年から令和5年まで、今年令和6年度ですから、新たな年に指定管理に入ったわけでございます。すけれども、令和5年が終わったわけです。これ、今初めて報告書が来ました。そこでお尋ねをさせていただきたい。2回目の指定管理、町としてどのように評価されているのか、指定管理について、1期5年終わったわけです、令和5年度の。今回の報告書が来ました。その上でお尋ねをさせていただきます。この5年間の指定管理、厚岸町として社協に指定管理をさせているわけでございますから、どのように捉えているのか。評価しているのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

指定管理事業につきましては、平成26年度から10年が経過し、この間、2回更新をしているという状況となっております。町の評価としまして、これまでの実施状況、更新する際には別に民間の方を活用した評価委員会による評価も受けて、更新の参考とさせていただいております。その中では、基本的にはA評価、いい評価をいただいた中で更新作業をさせていただきました。

運営実態としまして、町が見ている中での感想というか、状況としましては、ショートステイも含めて、心和園では88床の施設となりますが、この規模の事業について、介護の対応、それから給食、それから入浴、行事など、こういった事業についても、実は今回の更新にあたっては、過去5年間のうち、おおよそ、コロナ禍において実施できな

かった部分で評価しなかったという部分はございます。ただ、その反面、感染対策ですとか、クラスターも実際発生した状況もありますが、最小限に抑えてきたという努力も見られるというふうに感じております。それから、事業としましては、歳入額で4億円を超える事業をこれまで10年間安定的に実施していった、きたなというふうなこともございますし、さらには、介護人材、もう10年も前から介護人材不足するのかなという話をしている中で人材確保をして、さらには施設内において、法人内もそうですが、さらなる資格取得に向けた勉強、それから資格取得にもつながっているということも大きな評価ができるかなというふうに考えております。

こういった部分を含めて、さらに今後も長期的に施設運営をしていただけるのかなというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 1点だけお聞きしたいと思います。43ページです。その他の活動による収支のところ、就学資金貸付金積立資産取崩収入、また、その下の支出のほうで長期貸付金支出、ともに450万円の実施というものがなければなのですけれども、つまり、就学資金の貸付がなされていないということの理解に及ぶのですけれども、まず、この就学資金の貸付というものがどのような基準の中で行われるのかというものを教えてください。

それと、645万円の貸付積立金ですよね、たしか。59ページ。645万円の積立金のうち、450万円の取り崩しといった中で、この中で事業をやっていくというのですけれども、実際に取り崩されたときに、この645万円から減った分というのはどのような形で補填をされていくのか。それについても教えてください。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時15分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 大変貴重な時間、申し訳ありませんでした。

この貸付の内容基準ですが、基本的には介護人材の人材確保ということで、介護福祉士等の養成学校に就学する場合に資金の貸付を行うということで、貸付の対象部分につきましては、入学金、授業料、その他就学期間2年間にあたり、目安としては175万円ほどというふうに要綱設定をしているところです。

現在、貸付している状況がないということと、それと、この645万円、枯渇した場合につきましては、当面はこの部分で実施していけるというふうに考えておりますこと

と、現在もここだけではなくて人材確保を進めていきたいということ、それと、今後利用が増えて枯渇していく場合については、内部で十分検討して、安易にこれを増やすということではなくて、必要に応じて検討して、資金確保をするなりということは今後考えていきたいということで、現在は単純に枯渇した場合に資金を確保するということは考えていないというふうな状況となっております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 ありがとうございます。分かりました。

そうすると、現在、介護人材というものがどんどん少なくなって足りないのだというような状態の中では、むしろ1人でも2人でも、この資金を使った中で就学してもらって、こちらの社会福祉法人のほうに働いてもらうようなことというものを、やはりもっと積極的にやっていかなければならない。1人当たり175万円という上限というものがあるようなのですけれども、それがもっと上げるべきなのかどうかというような議論も含めて、やはりそこら辺、しっかりした中での、少しでもこれらの資金を活用した中で、1人でも2人でも介護人材の確保ができるようにして行ってほしいなというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

現在、介護福祉士養成の部分に特化しての部分ですが、これについて、施設をもって運営している中では、無資格であっても就労可能となっております。実務経験があることと、一定の研修を受けることで試験を受けられると。必ずしも養成学校に行かなければいけないということではなく、そういうルートも。今はそのほうが多い状況で、養成学校自体もかなり、ここ、介護保険制度ができてから一旦増えたのですが、現在は減少になっているというところで、実質行く方はちょっと少ないのだらうなというふうに考えているところです。

ただ、今後、介護人材が不足する中では、せっきくの制度ですので活用するようなことは進めなければいけないのかな。いろいろな手段の中で確保できるようなものの一つとして活用していただくということもちょっと検討していただこうかなというふうに考えております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 1回就労してから、無資格者でも就労して、それで経験年数なりで資格というものが取れるというような話なのですけれども、ただ、やはり就労するところに行くまでにどのような確保をするのかといった中では、やはり高校卒業の段階で、もうこういうような資金というものを使った中で、出した中で来ていただくのだというようなものもやはり必要だと思うのです。そこら辺も含めた中で、先ほど総合的にもいろいろな方

策を考えていかなければならないといった中では、やはりあると思いますので、今後、ぜひ積極的な活用をしていった中で、予算としてある事業ですから、やはりこれらが実行されるように期待をいたしますので、よろしくお願いしたいというふうに申し添えたいと思います。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） この部分につきましては、社会福祉協議会独自の事業ということもあります。一方、町としても、この部分は社会福祉協議会だけの問題ではないというふうに捉えてはおります。今年度から、現在、ヘルパー、訪問介護員がちょっと不足している部分で、資格取得に向けた受講費用の助成も新たに事業設定したこともあります。今後そういったことも活用して、さらには事業所の方、事業所が、各事業所、社会福祉協議会だけではなくて、活用しやすいような町の支援の在り方もあるのかなということも、外国人の人材なんかも含めて、ちょっと取り組む必要があるのかなと感じているところです。社会福祉協議会に対しても、こういった活用、十分考えていただくようにお話していきたいというように考えております。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

11番、杉田議員。

●杉田議員 端的に1点だけ。特に現場の職員の皆さんたちに関して、ストレスチェックですとかハラスメントの対応とかといったものは確実に行われているのでしょうかということをもっと1点お聞きしたいと思います。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

社会福祉協議会の組織の中として、協議会の職員として、法人も含めた中で仕組みをつくって、相談員、それから訴えというか、相談できるような仕組みを設定しております。ただ、ちょっと個別に、例えばアンケートですとか、積極的な取組については、現在町では聞いておりませんが、仕組みとしては運用しているというふうに認識しております。

●議長（大野議員） 11番、杉田議員。

●杉田議員 経営的なものに関しては、こういった表を出していただければ分かるのですが、どうしてもそういったその職員の、特に現場で訪問介護であれ、現場の職員たちの声というものが内部で解決できるのかという疑問、疑問といいますか懸念は僕にあります。社会福祉協議会に委託しているということで、こうやって報告いただいているのですけれども、やはり外部からの対応、監視といったらちょっとあれですけれど

も、職員たちの風通しといいますか、そういったものも必要なのではないのかな。内部だけでハラスメントですとか、そういったストレスチェックというものが完結できるのかなというふうに思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

一つ、町の役割として、介護保険保険者として各事業所が各法令、労基も含めてですが、抵触せず、適正に運営されているかという部分について、相談を受けたりですとか、従業員の方から声を聞いたりというようなことができるというふうに考えておりますし、そういった、例えば事業者に対する指導の機会もある状況となっております。

社会福祉協議会につきましては、指定管理を行っている中で、そういった話があれば、また町のほうでも関わってということは可能ですが、厳密には法人の職員として採用され、法人の職員として福利厚生等を受ける、処分等を受けるというような対象職員となっておりますので、基本的な処理につきましては、法人内で一つは確立すべきかなというふうに考えているところです。

また、それ以上に町への相談等があった場合には、法人に対して相談をするということも可能ではあるというふうに考えておりますので、社会福祉法人とそういった連携は図られるのかなというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 11番、杉田議員。

●杉田議員 先ほど、堀議員からもありましたが、せっかくそこに採用いただいて、現場の職員として頑張っていただく、長く勤めていただくためには、やはりそういった対応というものが不可欠だと思います。基本的には社協で対応するということだとは思いますが、現実はこの数年間の中で、ご相談いただいて、離職された方もいらっしゃいます、現実には。そういった、申し上げませんけれども。外部からの目というものも必要なのではないかなと思いますので、今後、ご検討いただくといいですか、ご指示、社協のほうに対応をよろしくお願いしたいというふうに思います。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 相談については、町としても、保健福祉課としても対応していきたいというように感じておりますし、施設として長く、それから安定して事業を行うためには、特に法人と連携した取組が必要かなというふうに考えておりますので、そのように進めたいというように考えています。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（大野議員） 日程第8、報告第8号「株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） ただいま上程いただきました報告第8号「株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書」の提出について、その内容をご説明申し上げます。

この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、本議会に報告するものであります。

経営状況説明書は別冊でご用意させていただいておりますので、ご覧願います。

それでは、本説明書の内容について、ご説明いたします。

まず、1ページから14ページまでは、第31期の営業報告書及び決算報告書で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業期間に関するものであります。

2ページをご覧願います。

「総括事項」について、その内容を読み上げます。

国内における観光動向は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行され、それまで長らく自粛制限していた人々の日常生活も緩和され、緩やかに回復の兆しが見え始めることとなりました。しかし、一方では依然として続くロシア・ウクライナ戦争の長期化や物価高騰など、引き続き世界経済は大変厳しい状況にあります。

そのような状況の中、当会社は、平成5年の会社設立から30周年の節目を迎え、プロモーション活動や記念事業を開催し、地域の観光資源である自然・文化・食を活用したアドベンチャーツーリズムの推進に取り組みました。特に9月には第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会が厚岸町で開催されたことにより、特需効果を得ることができました。

また、飲食部門では、近年の人手不足が深刻化する中、ITを活用したスマートフォンから直接オーダー可能なメニューオーダーシステムの導入を図り、現在の利用者ニーズに対応することができるなど、今後においては、自社アプリケーションを制作し、SNS環境とリンクしたサービスの導入も検討してまいります。

また、プロモーション活動として、北海道の人気情報番組、STVどさんこワイド179キャラバン隊を招き、本館コンキリエからの全道生中継は、厚岸町の旬の情報を発信することとともに、11月に延期となった第61回厚岸牡蠣まつりの開催告知をすることができました。

このようなことから、来館者数にあっては、開設以来初となる30万人を超え、その入館者は31万2,438人、前期比106.9%、2万188人の増加となり、総売上高も過去最高となる6億1,136万2,000円、前期比113.3%、7,220万4,000円の増加となり、純利益は868万4,000円、前期比242.6%、510万5,000円の増加となりました。

この観光によって生み出された旅行消費は、地域の活性化と経済に大きな効果をもたらし、こうした旅行消費は、直接的な消費額だけにとどまらず、地域の様々な産業に対して、生産波及効果を生み出しているものと思います。

また、国土交通省北海道開発局の完走者が選ぶ北海道道の駅ランキング2022利用者調査において、いちおしのおいしいもの部門5年連続のナンバー1を達成し、ほかの項目においてもそれぞれ上位に評価され、また、旅行グルメ雑誌北海道じゃらん道の駅ランキング2023においても、レストランなどの飲食部門で14年連続の満足度ナンバー1を達成するなど、30周年にふさわしい大変話題の多い年度となりました。

以上が、「総括事項」であります。

次に、3ページの「総務事項」についてであります。株主総会及び取締役会の開催状況、株式事項、役員、従業員、旅行会社との契約及び取引状況につきましては、記載のとおりであります。

次に、4ページの「月別入館者状況」であります。

月別の入館者数については、記載のとおりであります。年度合計では、一般入館者数が30万290人、旅行会社関係の入館者数が1万2,148人、合わせて31万2,438人の入館者総数となっております。

総括事項でもご説明させていただきましたが、プロモーション活動の強化や新たな観光スタイルであるマイクロツーリズムの普及により、前年度と比較しますと106.9%、2万188人の増加となりました。

次に、5ページからは「決算報告書」についてであります。

6ページをご覧ください。

まず「貸借対照表」であります。資産の部では、流動資産は1億2,178万7,059円、固定資産は176万9,454円、資産の合計では、1億2,355万6,513円であり、前期との対比で6.5%の増となっております。

負債の部では、流動負債が3,706万1,724円で、前期との対比で3.0%の減となっております。

固定負債については、前期同様ありません。

純資産の部では、株主資本の額が8,649万4,789円で、前期との対比では11.2%の増となっております。

利益剰余金は2,149万4,789円となり、前期との対比で67.8%の増となっております。

次に、7ページは「財産目録」であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

8ページをご覧ください。

「損益計算書」であります。

売上高科目のうち、純売上高は5億6,598万7,158円で、前期との対比では14.4%の増であり、これに指定管理費等収入と体験観光収入を加えた売上高は6億1,136万2,038円となり、前期との対比では13.4%の増となっております。

売上原価は3億7,027万4,856円で、主に仕入れ単価の増によるもので、前期と対比では14.4%の増、売上総利益については2億6,202万5,340円で、前期との対比で11.0%の増となっております。

一方、経費であります、販売費及び一般管理費は2億6,059万7,242円で、前期との対比では5.9%の増となっており、次の9ページに、その内訳を示しておりますので、ご参照ください。

この結果、営業利益が142万8,098円となっております。

営業外収益については746万1,931円で、前期との対比では45.9%の減となっており、国からの雇用調整助成金と事業復活支援金がなくなったことによるものです。

営業利益の142万8,098円に営業外収益の746万1,931円を加え、今期は889万29円の計上利益となっております。

この結果、法人税などを差し引いた当期の純利益は、868万4,029円となっております。

余剰金の処分につきましては、13ページでお示ししております。

当期純利益と前期からの繰越余剰金を合わせ、2,149万4,789円が次期繰越余剰金となりますが、会社所有の営業に関わる備品設備の維持・更新や、会社運営の財源確保を図るため、株主配当をせずに、時期繰越利益として処理されたものであります。

戻りまして、10ページは、「株主資本等変動計算書」であります。

当期純利益の868万4,029円の計上により、純資産の部、合計の当期末残高は7,781万760円となっています。

11ページは、「個別注記表」であります、内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

12ページは、「監査報告書」であります。

次に、14ページですが、「部門別収支決算書」であります。

一番下の行には、それぞれ部門ごとの計上利益の額が記載されておりますので、前期との対比を口頭で申し上げます。

総務部門では、マイナス数値が13.7%の増、2階のレストラン部門は、0.5%の増、2階の魚介市場部門は、0.7%の増、1階の喫茶部門は、380.5%の増、2階のバール部門は、68.1%の増、1階の展示販売部門は、20.8%の増となっております。

総務部門における計上利益減少の主な要因は、キャッシュレス決済の普及に伴う決済手数料の増加及び国からの雇用調整助成金などの減によるものであります。

レストラン部門、魚介市場部門、喫茶部門、バール部門、展示販売部門においては、アフターコロナにより行動が活発化したことや、旅行需要が回復したことによるものです。

15ページからは、令和6年度「第32期の営業活動計画」についてであります。

16ページをお開きください。

令和6年度営業活動計画であります。

営業の概要について、読み上げます。

国内旅行における観光の消費は、新型コロナウイルスの5類移行により、旅行者のマインドにも明るさが戻り、旅行は復活の兆しが伺えます。しかし、観光産業における2024年問題の影響は極めて大きく、特に募集型団体旅行での乗客のバス輸送に大きな影響が出ることが予測されます。

依然として、ロシア・ウクライナ情勢や円安は不透明感が強く、また、昨年度に続

き、原材料価格の高騰なども2024年問題とともに観光産業は懸念要素が山積しております。

当会社といたしましては、引き続き、地域最大の観光資源である自然・文化・食をテーマに、アドベンチャーツーリズムの推進と食と観光をテーマにした経営戦略を目指し、安定した経営を目指します。

また、現代の旅行者ニーズの対応を基に、スマートフォンアプリを導入し、リピーター層の獲得に努めます。

しかし、当会社においても、人手不足問題は経営に大きく影響し、本年度においては働き方改革とともに、雇用体制の抜本的な改革が必要と思われ、持続可能な観光経営を目指し、早急な手当や対策を考えます。

利用者による様々なアンケート調査での満足度を分析し、働き方環境を整え、さらなる利用促進と満足度向上に努めます。

その上で、当期の計画では、17項目にわたる実施事項を掲げて取組・方針を記載しております。

- 1、指定管理事業の遂行。
- 2、安定経営の確立。
- 3、アフターコロナにおける旅行需要の回復。
- 4、厚岸霧多布昆布森国定公園の活用促進。
- 5、町民の割引利用の促進。
- 6、宣言したSDGsの検証とスパイラルアップ。
- 7、HACCPに沿った衛生管理体制の強化。
- 8、観光案内所の充実。
- 9、接客レベルの向上と体制の強化。
- 10、商品開発事業の推進。
- 11、ふるさと納税返礼品企画事業の強化。
- 12、旅行会社への営業活動と情報収集。
- 13、観光誘客宣伝事業。
- 14、施設管理と機器の更新。
- 15、防災道の駅と危機管理の強化。
- 16、従業員研修及び観光地施設の視察。

最後に17、従業員の働き方改革の実施という内容になっております。

詳細については、それぞれ記載のとおりでありますので、説明を割愛させていただきます。

次に、21ページは、令和6年度部門別収支計画書であります。

観光産業においても、いわゆる2024年問題による団体旅行客の減少が懸念され、また、先が見えないロシア・ウクライナ情勢や、原材料価格の高騰なども長期化している状況にありますが、マイクロツーリズムの定着などにより、前期同様の入館者があるものと想定し、当期の計画は令和5年度の実績を踏まえ、各部門別ごとに計画額の積み上げを行い、全体の純売上高で前期実績の1.7%の減となる6億90万9,304円を見込んでいます。

売上原価では3億3,865万100円、売上総利益では2億6,225万9,204円、前期実績との対比では0.1%の増を見込んでおります。

一方、経費合計では、前期実績の0.6%減となる2億5,914万9,000円を見込んで計上しております。

これにより、営業利益は311万204円を見込んでおります。

営業外収益では、草刈委託料など263万円を見込んでおります。

この結果、計上利益は574万204円を見込んだ計画となっております。

以上、経営状況説明書の内容説明ですが、このほか、お手元には補足資料として、株式会社厚岸味覚ターミナル開設後の各年度の収支決算状況の推移と、令和5年度第31期の部門別収支決算を計画額と比較した表をお配りしておりますので、参考としてください。

以上、株式会社厚岸味覚ターミナルの経営状況の説明とさせていただきます。

大変簡単な説明ではありますが、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

3番、佐藤議員。

●佐藤議員 説明書の6ページに貸借対照表があるのですが、下のところの固定資産のところに機械装置4円とあるのです。機械装置ですから償却資産になるのではないかと思いますのかもしれませんが、通常であれば、最初に取得した価格の5%残存価格として、それに至るまで償却していくのだけれども、4円の残存価格って何なのですか、これ。

●議長（大野議員） 休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時48分再開

●議長（大野議員） 再開します。

観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 大変時間を取らせて申し訳ございません。

この固定資産の4円の部分であります。現在は1円単位まで償却ができるというようなことになっておるようでございますので、4種類の実は設備の部分、プレハブの冷蔵庫やティーサーバー、その他厨房の備品類で、機器類でそれぞれ四つのものに対して最終的に1円の資産が残っているというような状況でございます。

●議長（大野議員） 3番、佐藤議員。

●佐藤議員 そうしたら、4種類で帳簿残高1円、1円、1円、1円と。だから、さっき

言った取得価格の５％ではないのだ、今は。１円まで。誰が決めたのだから、すごいね、だけれども。分かります、それは。

●議長（大野議員）　ほか、ございませんか。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ、質疑を終わります。
これをもって、報告済みといたします。

●議長（大野議員）　日程第９、議案第４４号「令和６年度厚岸町一般会計補正予算」、議案第４５号「令和６年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算」、以上２件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長）　ただいま上程いただきました議案第４４号「令和６年度厚岸町一般会計補正予算（２回目）」から、議案第４５号「令和６年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（１回目）」について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　本件の審議方法について、お諮りいたします。

本２件の審議については、議長を除く１１人の委員をもって構成する令和６年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本２件の審議については、議長を除く１１人の委員をもって構成する令和６年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

本会議を休憩します。

午前１１時５１分休憩

午後１時００分再開

●議長（大野議員）　本会議を再開いたします。

日程第10、これより、一般質問を行います。

質問は、通告順により行います。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、質問時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

初めに、7番、南谷議員の一般質問を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 第2回定例会にあたり、3項目について一般質問いたします。

初めに、令和6年度物価高騰対策給付事業についてお尋ねいたします。

本事業について、先の第1回定例会において質問をしておりますが、一つは令和5年度非課税と均等割のみの課税世帯に10万円給付の継続事業で昨年対象とならなかった世帯が6年度の住民税確定により新たに10万円の給付対象となります。

二つ目は、今年度3万円と1万円の低額減税絡みの給付制度です。

改めてお伺いいたします。今年度はどのような町民が対象となりますか。また、その給付額と算定方法、給付スケジュールを説明してください。

町民は自分がどのような給付対象となるのかよく分かりません。町民へ分かりやすい周知が必要であります。周知方法をお尋ねいたします。

次に、学校の公務補について質問いたします。

広報あつけし5月号に厚岸町の組織構成と職員配置が記載されています。真龍中学校に2名が記載されていますが、他の学校は記載がありません。なぜなのか説明をしてください。また、公務補の業務をどのように評価されているのかお尋ねいたします。

3項目目です。閉鎖後30年経過したB&Gプールと管理棟の整備について質問いたします。

運動公園敷地内の美観を損ない、管理上問題が発生しては大変であります。撤去費用が高額にかかりますが整備すべきと考えます。町の所見をお尋ねいたしまして、第1回目の質問といたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、南谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の令和6年度物価高騰対策給付事業についてのうち、(1)の「給付対象者、給付額、算定方法、スケジュール」についてであります。国の物価高騰対策における給付事業については、令和5年度では住民税非課税世帯に3万円と7万円、均等割のみ課税世帯に10万円を給付。このうち子育て世帯には、児童1人当たり5万円を上乗せし、令和6年3月末までの申請期間として、事業を継続しております。

令和6年度では、新たに住民税非課税となる世帯、新たに住民税均等割のみ課税世帯に対し10万円を給付。このうち子育て世帯には児童1人当たり5万円の給付をすることとしております。

対象者を把握次第、確認書を送付し、早ければ7月末から給付する予定であります。

また、令和6年度分の所得税及び令和6年度の個人住民税から納税義務者及び控除

対象配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税から3万円、個人住民税所得割から1万円、計4万円の低額減税が行われますが、その際に低額減税しきれないと見込まれる方については、調整給付金を支給することとなります。

この調整給付金の支給対象は、令和6年1月1日現在、厚岸町に住所を有し、令和5年度分の合計所得金額が1,805万円以下で、所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納めていて低額減税しきれない額が生ずることが見込まれる方となります。

給付額及び算定方法は事務処理基準日である令和6年6月3日時点での課税情報を基に、国が示す「調整給付のための算定ツール」を用いて、所得税及び個人住民税所得割の低額減税しきれない額をそれぞれ算出し、両者を合算の上、1万円単位に切り上げた額が給付額となります。

今後のスケジュールは、給付対象者を抽出した後、7月下旬までに対象者へ支給確認書を送付し、10月31日までを申請期間として、8月中旬から11月末までの間に随時給付する予定であります。

なお、令和6年度分の所得税及び低額減税の実績額が確定した後、調整給付額に不足が生じた場合は、令和7年に当該納税義務者に対し、不足分を給付することとなります。

なお、これらの事業の対象は、新たな非課税世帯で125件、新たな均等割のみ課税世帯で81件、このうち児童は10世帯20人、調整給付金で1,487人を見込み、事業に係る経支について、本定例会に提出の一般会計補算予算に計上しているところであります。

次に（２）の「周知方法」についてありますが、新たな非課税世帯均等割のみ課税世帯、子育て世帯への給付の周知については、町ホームページへの掲載、給付対象者への確認書の送付を行うとともに、調整給付金支給の周知については、広報7月号、ＩＰ告知情報端末による周知を予定しております。

私からは、以上であります。

２点目と３点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川課長） 私から、２点目の「学校の公務補」についてと、３点目の「旧Ｂ＆Ｇプール及び管理棟の整備」についてお答えいたします。

初めに、「学校の公務補について」の（１）の「広報あつけし５月号の職員配置に、真龍中学校以外の公務補の記載がないがなぜか」についてであります。厚岸町立小中学校６校では、７名の公務補を配置し、そのうち５名は会計年度任用職員となっております。広報あつけし５月号に記載している記載の職員配置は、会計年度任用職員を除く職員を記載しているため、正職員２名の記載となっております。

次に、（２）の「公務補の業務をどのように評価しているか」についてであります。公務補の主な業務内容は、学校周辺の草刈りや除雪などの学校施設の管理のほか、学校備品や施設の軽微な修繕などで、人手を要する草刈りやグラウンドの整備は、業務の効率化を図るため、合同の作業により実施しているところであります。

公務補は、学校業務に支障を来さぬよう、学校職員や児童生徒が登校する前に出勤し

、業務に当たっているほか、学校内外の環境備下に努めており、学校運営の大切な業務を担っていると認識しております。

続いて、3点目の「閉鎖したB & Gプールと管理棟の整備」について、「美観を損ない整備をすべきと考えるが」についてであります。宮園公園旧プールは昭和57年にB & G海洋センタープールとしてオープンし、昭和60年に当町へ無償譲渡されたものであります。

平成6年には営業を終え、プール上屋の鉄骨については解体撤去しておりますが、そのほかのプール層や更衣室を備えた管理棟については、シャッターを閉め、窓はベニヤ板で塞ぐなど、立ち入り禁止としております。

当該施設はプールとしての役割を終えたことから、過去に解体工事を検討した経緯があり、今回改めて見積額を算出したところ、物価高騰の影響などもあり、5,000万円を超えるものとなっております。

現状としましては、多額の費用を要することから、旧プール施設の解体を優先して事業化することは難しいものと考えており、引き続き安全面に配慮しながら施設管理に努めてまいります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 給付事業について再質問いたします。

一つ目の10万円の給付事業でございます。昨年対象とならなかった方で、令和6年度住民税課税額が確定する6月以降に対象世帯の10万円と同世帯のうち、子育て世帯の児童1人当たり5万円の給付を7月末から取り進めるという答弁だったと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 今年度6月以降、新たに行う非課税の給付、それから均等割、それからこれに伴う子育ての部分につきましては、7月末からの給付を目指して進めるということで間違いありません。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 ただいま町長のほうから、10万円と5万円の給付の人数と金額の答弁がありました。大きい数字なのですけれども、もう少し詳しくこの内容を説明してください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

今回、一般質問にあたりまして、要求資料がございまして提出をさせていただいております。これの1枚目で説明をさせていただきたいと思っております。

この資料では、左側からとなります、1番、2番、3番というふうにつけてあります。昨年度、非課税の方につきましては、まだ6月末まで実施しておりますが、今年度新たに6月以降の課税状況について、非課税である場合10万円の給付を行う予定となっております。対象世帯につきましては、記載のとおり125世帯。また、予算につきましては、この分の125世帯、掛ける10万円。さらには、事務費64万4,000円を加えた額が今回の補正において予算計上させていただいております。

また、次の新たな均等割のみ課税世帯、これにつきましても、6月末まで5年度分の事業をまだ行っておりますが、6年度課税状況において、新たに住民税均等割のみ課税世帯について、一応見込みでは81世帯、これも予算としましては、掛ける10万円で810万円。さらに、事務費2万8,000円を加えた額が補正額としております。

また、3番、一番右側ですが、子育て世帯につきましては、先ほどの新たな非課税、新たな均等割のみ課税世帯のうちの10世帯20人が見込まれておりまして、これに5万円を掛けまして、事業費100万円に事務費5万8,000円を加えた額を補正額として計上しているという状況になっております

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 次に、国の所得税の減額3万円と同町民税の1万円現税からの絡みの関係でございます。

定額減税を引き切れないと見込まれる方への調整給付金についてお尋ねをさせていただきます。

3万円の給付窓口と道民税の窓口も厚岸町になると理解をしておりますが、各々支給方法はどのようになるのか。また、この関係で各事業所の給与担当は大変な苦勞をされると思いますが、厚岸町としては、この各事業所の担当の関係については、どのような対応をなさるのかお尋ねをいたします。

●議長（大野議員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

まず、支給方法についてでありますけれども、支給方法につきましては、3万円の分と1万円の分足しまして、4万円がその基準となりますけれども、併せまして、原則としましては、申請者本人の本人名義の銀行口座へ振り込みにより支給をしたいと考えてございます。また、口座振替をお持ちでない方につきましては、役場窓口での現金支給にさせていただきたいと考えております。

あと、各事業所の給与担当者の方への対応でございますけれども、各事業所の給与担当者の方は、6月以降に所得税の減税事務が加わりまして、業務負担が増大すると見込まれているというような報道もございます。6月以降、最初に支払いを受ける給与等の所得税の額から定額減税を控除して、6月に控除しきれない場合には、7月以降も順次、控除をしていって、さらに12月でも控除しきれない場合には、最終的には年末調整での清算が必要となります。

各事業所で行う事務につきましては、国税である所得税の定額減税事務でありますので、町のほうからの直接的な対応はしておりませんが、国におきましては、各税務所から1月と3月に関係書類やパンフレットが配布されております。

また、国税庁におきましては、定額減税の特設サイトやホームページやコールセンターが開設されております。また、さらに、釧路税務所では令和6年3月下旬から10回定額減税説明会を開催されておりますし、厚岸町内では、本日、これから今日の2時30分から、商工会、釧路地方法人會厚岸支部、厚岸町青色申告会が共催で、釧路税務所から職員を招いて定額減税説明会を開催するという話を伺っております。

もちろん、町に問い合わせがあった場合についても、私どもが対応できる場合には対応させていただきたいと考えておりますし、私どもが判断できない場合につきましては、釧路税務所のほうをご案内させていただきたいと考えております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 次へまいります。

町民への周知方法でございます。

対象となる町民へ、一つ目、二つ目、各々、直接案内書が送付されるという理解をしておりますが、この内容をもう少し詳しく説明してください。どんな手続きなのか、直接案内書が行きますよと、この辺についてもう少し詳しく説明をしてください。

また、非常にマスコミ等で騒いできているのです。給付金詐欺の関係でございます。当然、それだけでなく詐欺行為が多いのに、スマホを含めて、給付金がありますよ、当たりますよ、給付されますよ、これらの関係による厚岸町としても、単純に支給すればいいのだということにはならないと思うのです。万が一ということも考えて、給付、作業をする上で、詐欺行為防止策というものを町としても検討しなければ私はないと思います。このような対策についても説明をしてください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 先に、今回の非課税10万円、それから均等割10万円、それから子育て部分の5万円の給付につきましては、まずホームページのほうに周知を行った上で、各対象者には確認書というのを送付させていただきます。課税状況、うちで分かる状況から確認書を送付させていただいて、今回はこれまで支給にならなかった方が多いものですから、口座番号の確認をする必要がありますので、申請書ではなくて確認書を送付するという事で周知も図られるというふうに考えております。

また、ただいまお話のありました特殊詐欺の部分です。これは、周知の際には必ず注意喚起の周知を合わせて行うようなことをホームページ、それから送付の際に行うというふうに考えております。

以上であります。

●議長（大野議員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） 調整給付金の関係は、税務課のほうからお答えさせていただきます。

対象者の方には、返信用封筒を同封した支給確認書を送付させていただきます。その支給確認書には、所得税、住民税、それぞれの定額減税の控除、不足額、さらには、それぞれの額を足して1万円単位に切り上げた、その方の調整給付金の支給額を明記しております。また、徴税の口座振替等をしておりまして、役場のほうで口座情報が分かる方につきましては、その確認書のほうに口座情報も記載させていただいております。さらに、役場において口座情報が分からない方や、違う口座に振り込んでほしいという方のために、振り込み先の口座の記入欄も設けております。また、そのほかは本人確認書の書類を貼っていただく貼付用の用紙となっております。対象者の方には、その内容を確認していただきまして、役場に申請をしていただくということになります。その後、役場で申請を受け付けした後に、随時口座振込により給付をさせていただきたいと考えております。

また、給付金詐欺の対策についてでありますけれども、給付金の周知については、広報7月号に掲載させていただきたいと思っておりますけれども、その際に振り込め詐欺や個人情報の詐取についての注意喚起も同時に掲載していきたいと考えておりますし、あとはIP告知端末を利用して注意喚起についても行ってまわりたいと考えております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 今、答弁ずっと聞いていたのですけれども、僕の頭がどうかしているのか分からないけれども、ちょっと確認させていただきたいのですけれども、所得税の関係の3万円、それから町道民税の1万円、所管違いますよね。厚岸町が扱う部分と。案内書は一緒に行くのでしょうか。支給方法について。1回で済むのか、それぞれ別なところから来るのか、この辺についてちょっと理解ができなかったのです。どうなるのかなと。町道民税の1万円と、所得税の低額減税の関係で満たない方の3万円が同時に2回来るのか1回来るのか、合わさって来るのか。それらは手続きはどこでやるのか。この辺、はっきり説明をしてください。

それから、今回の事務処理についてでございます。税務課、あみかと二つの課にまたがります。給付も輻輳しており、作業が膨大となります。職員の体制は、私は大丈夫だと思うのですが、でも、実際に体制は大丈夫なののでしょうか。改めて確認をさせていただきます。

●議長（大野議員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） 今回の給付確認書には、所得税、さらには住民税、両方記載があります。所得税につきましては、令和6年度分の個人住民税の所得割から推計で計算

をして、その額を用いて所得税を計算して減税分を計算するということになっておりますので、今回の申請書のほうには所得税の分も載っておりますし、もちろん住民税の分も載っております。それぞれの額の不足額を計算しまして、それを合算して、その方に給付、支給させていただく合計額が載っておりますので、別々に申請することなく、申請は1回で済むような形になっております。

また、職員の体制についてでありますけれども、税務課においては、実は初めての給付でありまして、また、今、国民健康保険税や介護保険、後期高齢保険料のちょうど当初賦課の時期でもありまして、また、当初賦課が終わってからは、各種の報告ものと、ちょっとまだ、まだまだ忙しい時期というのは続くのですけれども、今回補正予算に計上させていただいておりますけれども、会計年度任用職員も1名雇用させていただきたいと考えております。国のほうからは、早期の給付ということも求められておりますので、万全の体制で行っていきたいと思っておりますし、また、保健福祉課と十分な連携の上、間違いなく万全の体制を取って、対応を図ってまわりたいと考えております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 2項目目、公務補についてお尋ねをいたします。

一方は職員で、他方は会計年度職員、各学校は、この差異など課題はないのでしょうか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

真龍中学校に配置されています公務補2名ですけれども、こちらはボイラーの資格を持っている方2名でございます。ほかの方は持っていないということであります。なぜ、真龍中学校の方は持っているかといいますと、真龍中学校のみ、やはりボイラーの資格がいる設備であるということでもあります。

ほかの学校との差異ということでもありますけれども、先ほど合同作業という意味での、例えば草刈りですとか、大掛かりなものについては合同作業ということでもやっているんですけれども、そのほかにも、例えば困ったことがあったら、例えば重いものを持つので手伝ってほしいですとか、こここうしたいのだけれどもどうなのだろうかといったような、連携という意味では、やり取りはしているところであります。

年2回になりますけれども、公務補の打ち合わせ会議ということもやっていますし、日頃から連絡体制も職員同士やっているところであります。今のところはこのような状況の中で作業といいますか、業務に当たられているということで、今のところは問題がないのかなというところで考えております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 差異がないのですかということなのだけれども、差異がないのかあるのか。

ないという理解をすればよろしいのでしょうか。

公務補の業務の評価でございます。公務補の重要性についてはよく分かったのですが、5月9日の午後、私は真龍中学校の前通りというのですか、町営住宅側のほうから学校のほうに歩いていきました。そのとき、道路と両側の歩道、全くごみが落ちていないことに気がつきました。非常にきれいに清掃されている。びっくりしました。近隣の住民に何人かに尋ねました。そうしますと、公務補さんが冬は除雪もきちんとやっている。それから夏も泥も含めてほうきで掃いて、それが学校側だけではないのです。反対側もやっているのです。公務補さん、いわく、児童生徒が通る場所なので、気持ちよく通ってほしいので、常に清掃をしている。本当に近隣の皆さんも、むしろ、公務補の真面目ぶりというのですか、勤勉さに、ほどほど頭が下がりますという感謝をしておりました。私はその話を聞いて非常に感激をさせていただきました。

そういう体制でやっているということは、校舎の中においても、本人はきっと汗を流して頑張っているのだらうと、こういう捉え方をしたのです。それで、公務補の業務について確認をさせていただきました。ほかの学校はなかなか入れないので分からないんです。それで、あえてお尋ねをさせていただきました。

そういう意味で、学校側として、公務補をどのように評価しているのかなと。先ほどから業務についてもいろいろあったのですが、今後も児童生徒が学校やスポーツに励げくまれ、より快適に過ごされるよう、学校環境整備に、公務補を中心に学校長を含めて、しっかりと私は取り組んでいただきたい、斯様に思うのですがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 先ほどの答弁の中で、差異がないかということで、差異はないというふうに考えています。

あと、質問者はおっしゃられるとおり、学校の敷地内だけではなく、答弁書にもあったのですが、敷地外もやはり清掃していると。それはやはり質問者もおっしゃっていたのですが、やはり生徒に気持ちよく学校に来てもらうというようなことも、そういう思いもありまして、清掃、環境美化というものに努めているという認識でございます。

本当に公務補さん、一生懸命、夏は暑い中、そして冬は寒い中、除雪だとか、本当に一生懸命やっていただいております。本当にこういう大変な業務を担っていただいていると思いますし、学校として教育委員会も含めまして、一生懸命やっていると思っておりますので、その件も共通認識というのでしょうか、そういうのも含めて、また学校のほうとも話をさせていただいて、学校運営に支障を来さないように、公務補さんの業務をよくやっていただいているのだと認識を持っていただくように、またお話をさせていただければなと思っておりますので、ご理解願います。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 B & Gのプールと管理棟の整備について質問いたします。

撤去費用で、先ほどの答弁で5,000万円でしたか。答弁がアバウトすぎるのではないのかなと。確かにお金をかけて調査をすることはなかなか難しいと思うのです。わざわざそこまではいいのですけれども、5,000万円かかるからどうのこうのということには私はならないと思うのです。先ほどの答弁で今後どうされるのか、撤去の方向づけの結論というのですか、全く見えないのです。少なくとも私は人より早く一般質問の通告しているのです。できないならできないなら、5,000万円かかるからできないならできない、そういうことだと思うのです、この答弁では。5,000万円かけられないよと、そういうことでは納得できないです。例えば、今5,000万円かもしれません。これ、もし10年、20年放っておいたら、金利は今微々たるものです。でも10年後、20年後の撤去費用、何億円にもなりますよ。金利以上に上がりますよ。実情、厚岸町にある建物みんなそうですよ。衛生処理センターの問題一つ取ったって、あっちだって旧だよ。そっちだって億もかかるようになってしまう。各学校もあります。

私が思うには、教育委員会、財源持っていないから大変だと思うのです。総合政策課のように財源調整できるわけではないのです。お願いしますと言ったらどうなるのかな、これでは私はまずいと思うのです。町長サイドに強く出るべきです。何とかしてくれと。やはり連携をきちっとしないと駄目なのです。言われて来たよ、はい、これでは駄目だよ。やはりきちっと、しっかりやったのだけれども駄目だったのだと、そういう答弁してほしい。やはり真剣勝負しないと私は駄目だと思うのです。お金を5,000万円ぼんと使うことは、私も反対です。だけれども、やはり少なくとも町民の多くの皆さんが、あの建物があるそこにあることがどうかっていうことを議論してるのです。それで、お前、一般質問をすれと、多くの方に言われました。私は、お金かかるから嫌だったのです。でも、そういうことにはならないと思うのです。町民の声ですから。それが、5,000万かかるから駄目だとさ、こうはならないと思うのです。やはり、将来どうしていくのだと。したら利活用するよとか、そういうことを、この1か月かけて検討されてきてもらいたかった。アバウトすぎます、答弁が。

そこでお尋ねします。今の答弁では簡単にはできないというふうに理解をさせていただきました。その上で質問をさせていただきます。

当面、撤去が不可能であれば、私、利活用や美観の問題についてしっかり検討すべきではないのかと。それくらいはしてほしいかなと思うのです。すぐできない、したらどうするのだ。一歩踏み込んでほしい。少なくとも質問してるわけですから。町民があの問題、いつまでたっても解決できないよね、それならどうするのだ、今はここまでやるのだ、そういうものを答弁してほしい。簡潔に答弁することはいいのだけれども、もう少し答弁の内容を検討してほしい。

例えば、消防の前に、旧消防署、何ていうのですか、あそこ、シャッターアートというんですか、5枚で120万円から130万円くらいかけて、シャッターに絵が貼ってあります。あそこ、シャッターが錆びていた頃から見ると、あそこに絵があることで、厚岸に来た人、私もそうなのですけれども、橋を降りるたびに、ああ、きれいだなと思います。活力を感じます。やはり、児童生徒でもいいし、町民の皆さんでも有志でもいいから、管理棟にスポーツ公園らしいようなアートを作るとか、それから、シャッターして

るからいいのではなくて、やはり利活用をどうするのだ、こういう検討をしていただきたい。いかがですか。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（車塚課長） ただいま、ご質問者おっしゃられたとおり、町民の方のそういうご意見があるというのを真摯に受け止めまして、今後、その利活用も含めて、検討していく姿勢を取りたいと思います。

また、ちょっと前後しますが、今回、解体の方に5,000万円を超えるお金がかかるといことで、こちらについても、一応補助、解体するにあたって何か手立てはないかということも考えた中で、関係部署、建設課のほうにも、ちょっと確認をしながら進めた中で、もう少し、ちょっと横のつながりも含めて、今後どうするかというところを踏まえながら議論する必要があるのかなと、改めて認識を新たにしております。

繰り返しになりますが、町民の方々もそのように、今使っていない遊休施設というのでしょうか、そちらのほうにも関心を持っていただいているといことで、何か利活用できないか検討していくというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

●議長（大野議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、2番、室崎議員の一般質問を行います。

2番、室崎議員。

●室崎議員 先に提出いたしました一般質問通告書に従い、ご質問申し上げます。2点ございます。

1点は、「香害」、「化学物質過敏症」についてであります。

1番として、町として行った対策、今後進める施策について、ご説明をいただきたい。

2番として、教育委員会は今後どのような施策を進めるのか、ご説明をいただきたい。

2点目は、不登校児童生徒についてであります。

不登校児童生徒に対する施策は、どのように進められているのか、ご説明を願いたい。そういうわけであります。

以上、よろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狹町長） 2番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「香害」、「化学物質過敏症」についてのうち、（1）の「町として行った対策、今後進める施策」についてですが、町として行った対策は、町民全体への周知として、町ホームページや広報紙の掲載、ポスター掲示を行っております。

また、乳児とその養育者を対象に毎月実施している赤ちゃん相談において、国が作成したリーフレットを石鹼とともに配布し、影響が大きいと考えられる乳児とその養育者に周知、啓発をしております。

今後進める施策としては、教育委員会と連携の上、町民を対象とした講演会の実施を検討しております。

今後も香りや化学物質による健康被害にかかわる情報の収集や関連する知識の向上に努め、理解を進められるよう発信に努めてまいりたいと存じます。

私からは以上であります。

(2)、2点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、1点目の「香害」、「化学物質過敏症」についてのうち、(2)の「教育委員会は今後どのような施策を進めるのか」についてと、2点目の「不登校児童・生徒に対する対策」についてお答えいたします。

初めに、「香害」、「化学物質過敏症」について、「教育委員会は今後どのような施策を進めるのか」についてであります。教育委員会では、昨年9月に町内の小中学校において、「香害」及び「化学物質過敏症」に関する実態調査を実施いたしました。

その結果、児童生徒と学校職員の約1割が「人工香料で体調不良になったことがある」と回答し、約2割が「不快に感じたことがある」との回答がありました。

また、調査の回答率は、児童生徒の回答率が90%以上で高いものの、学校職員では68.9%、保護者にあつては29.9%で、「香害」及び「化学物質過敏症」に対する保護者の関心が低い結果でありました。

教育委員会では、「香害」及び「化学物質過敏症」について、校長会議などを通じて、学校での会議の際に話題にさせていただくことや、調査結果を用いた授業に取り組んでいただくこと、学校便りを通じて保護者へ周知いただくことなどをお願いし、正しい理解を深める取組を進めております。

また、現在、町と教育委員会で連携し、専門家を招聘しての講演会の開催を検討しているところであり、今後においても、化学物質による健康被害に関する正しい理解が図られるよう啓発を進めてまいります。

続いて、2点目の「不登校児童・生徒に対する対策」についてであります。文部科学省が定める不登校の定義とは、何らかの心理的、情緒的、身体的もしくは社会的要因または背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものとしております。

令和4年度に文部科学省が行った「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果によると、北海道の不登校児童生徒数は増加し続けており、直近の5年間で2倍以上に増加している状況となっております。当町においても、児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合で見ると、小学校では過去5年間でほぼ横ばいの状況であります。中学校では令和元年度と令和5年度を比較すると、令和5年度は2

倍以上の割合となっております。

町内の学校では、誰にとっても分かりやすい授業づくりや、SOSの出し方に関する教育の充実を図るなどの取組を通して、不登校を生じさせない学校、学級づくりを行っております。また、不登校の予兆を見逃さないようにするため、学級担任のみで状況を判断するのではなく、校内ケース会議等を開催して組織的に判断し対応しております。不登校児童生徒に対しては、学級担任による家庭訪問や面談などを通して、状況の把握に努めるとともに、オンライン授業による自宅での学習機会の保障や、保健室登校、スクールカウンセラーによる心のケアなどの支援を行っております。

教育委員会では、不登校の児童生徒に対して、自分の学校や教室以外の場所でも安心して学ぶことができる場を提供するため、多目的教室などの校内の別室を活用した校内教育支援ルームや、厚岸情報館の一室に町内教育支援センターを設置し、試験的に運用を行っております。これらの取組については、これから検証を行い、今後の方向性について検討してまいります。

不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒の社会的自立を目指し、一人一人に応じた適切な支援が必要になってくることから、これからも児童生徒や保護者の意思を大切にしながら、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを進めてまいります。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 まず、1点目の香害の話から入りますが、大変簡潔なご答弁をいただきました。何をやったのか、どういう施策を実行したのかということをお聞きしたわけで、これ以上、長く答弁することもできない内容なのかなと、そのように思いました。

それで、まず、町長部局のほうからお聞きしますが、半年前ですか、議会で香害の問題を一般質問で、私、取り上げましたですね。そのときに、何点かの論点を指摘しております。それらについては、その場での答弁はなかった。こうこうこういうものについて調査しているか、していない、そういうやり取りでしたよね。その半年の間に、どうなったのかなということ、まず、言外に込めてお聞きしたのですが、もう一度申し上げます。

化学合成香料の毒性として、EUでは表示義務化の動きがあるという問題について情報を収集していますか。陽イオン系界面活性剤の急性毒性とアレルギー誘引物質の疑いについて、どのような情報を取りましたか。マイクロプラスチック、マイクロカプセルの人体への悪影響は随分と今言われてきていますが、これらについての情報は、町はどの程度お持ちですか。また、香害、化学物質過敏症に苦しむ人の支援機構、支援組織というのが、NPOというのですか、そういうので出ていますが、そことの連携というのはどの程度進んでいますか。また、今、教育委員会での調査から明確に数字が出て浮かび上がってきた問題は、約1割の人がこのことで苦しんでいるのではないかということが、単なる推測ではなく言えていますよね、そういう人に対する相談窓口の充実はどのように図られましたか。まず、これらについてお答えいただきたい。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

何点かご指摘いただいた中で、化学物質の毒性、それからアレルギーの影響等にかかる、それぞれの、例えば発表している内容ですとか、研究している内容については、まだきちんと調べがついておりません。情報収集をしている段階ではありますが、今段階では各、例えばですが、当時、2020年の全国で行ったアンケートの結果ですとか、それから、日本石鹼洗剤工業会ですとか、それから化学物質過敏症支援センター等の情報の確認を行ったに過ぎず、詳しい部分について、言われた部分での研究というところまでは至っていないという状況でございます。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後 1 時56分休憩

午後 1 時59分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お時間を取り、貴重な時間を大変申し訳ありませんでした。

ご質問の部分につきましては、その取組自体はほぼ実施をしております。相談支援センターとの連携部分につきましても、まだ向こうの相談センターの活動内容を調べている範囲で、連絡を取って連携をするという状況には至っておりません。また、それ以外の部分についても、現在まで取組をしたということではありません。それから、1割相当の影響のある方への確認、それから相談部分につきましては、具体的な相談があったわけではありませんが、一応、相談窓口としては、町の健康推進係のほうで相談を受けるという形にはしておるという状況となっております。

●議長（大野議員） 2 番、室崎議員。

●室崎議員 あまり突き刺さるような質問はしたくないものですから、柔らかく行きますけれども、半年の時間があるのですよね。月日の流れること矢の如しという言葉がありますが、半年というのは随分と短い時間なのですね。何をやっているのかというふうに聞こえるのです。

今苦しんでいる人たちにとっては、厚岸町が迅速に動いてくれることが非常にありがたいわけで、なにせ時間がないものですからという言い訳をされても、苦しみは消えないのです。そのことをやはりきちんと考えていただきたい。何のために存在する行政なのかということです。これらについては、実効性のある業務を行っていただきたいので

す。

そして、あえて何か七面倒くさいことを言っているのは、こういう情報を取っているのかと言っているのは、そういうことをきちんと担当者が理解すれば、この後いろいろな施策で、早く言うと害になるものをやめてくれということと言わなければならないわけでしょう。人の行動を制限するお願いをしなければならないときに、きちんとした根拠がなかったら言えるわけないではないですか。そのことなのです。これについては、進めるというのだから、またお聞きしますけれども、また半年たったとき同じ答弁はしないでくださいね。

それで、次の論点に移りますが、これからお話しする話の矢は、ここがキーポイントだと思うので、きちんとした答弁をお願いします。最初から言っておきますが。香害と化学物質過敏症はほぼ重なり合いますね。だから私、香害と言ったり、化学物質過敏症と言ったり、いろいろ言うと思うけれども、同じものだと思って聞いてください。

それで、障害者差別解消法という法律がありますよね。そして、4月1日で随分と強化されました、今年の。それと香害の関係については、どのような町として見解をお持ちなのか、明確に答えていただきたい。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

障害者差別解消法の施行部分と香害の関連につきましてという部分で、香害の部分につきましては、あらゆる方が認識をして気をつける、誰が苦しむか分からない中で、自ら予防していく必要があるというふうに捉えております。こういった部分では、差別解消法の中でいう雇用促進ですとか社会への参加の中で、特に関わる部分になるというふうに考えておりますので、障がい等に関わらず、香害の部分について取組を進める必要がある。また、さらに障がい者に関わる事業者等においては、この部分を改めて認識していただく必要があるというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 何か言わなければならないから言ったのだろうけれども、答弁になっていないのですよ。ポイントは、この障害者差別解消法でいうところの障がい者に当たるかどうかなのです。当たるのであれば、行政は合理的配慮をする法的な義務を持つわけです。民間はそうしなければならない努力義務という義務を課されているわけです。それに当たりますかと私は聞いているのです。これ、きちんとしたやり取りがないと、次の論点は入れませんからお聞きしているのですがね。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 法令に基づく障がい者の部分に化学物質過敏症の影響を受ける方が対象に入るかという部分、厳密につきましては確認はしておりませんが、障が

いという概念からいきますと、永続的に生活等において影響のある方という捉え方をする部分におきましては、この化学物質過敏症そのものが永続的に生活に影響があるという考えの部分で重なる部分があるのかな、対象になる部分があるかなというふうなことはちょっと今気づいたところです。

●議長（大野議員） 2 番、室崎議員。

●室崎議員 課長は非常にセンスのいい方で、知識ではなく、基本的なものからえいえきして正解を出してくださったので感謝しています。あまり意地の悪い質問はしませんので、種明かしをします。

障害者差別解消法福祉事業者向けガイドラインというのを厚労省が出しまして、そのパブリックコメントを取りまして、それをまとめてパブリックコメントとその回答というので一覧表を作って、6 年の 3 月 29 日にこれを発表しております。その 11 ページ、ナンバー 16 というところで、障害者差別解消法で定める障がい者の対象になりますということを明記しているのです。こういうもの入ってなければならないでしょう、あなたたちのところに。

これは各都道府県市町村に、どういう形か知らないけれども、配られていますよ。ネット上にだって、ぼんぼん載っているのです、こんなものが。

そういうわけで、これからの話は、この差別解消法が適用されるのだということを前提にして質問していきます。

それで、ここの差別解消法で、障壁を取り除くための合理的配慮というものは、行政にとっては法的義務であるというふうになってますよね。そうすると、この 1 割の方が、こういう化学物質が空気中に飛散されると具合が悪くなってしまって、ひどい方はもう寝込んでしまうというようなことが起きているということははっきりしているわけですね。そうすると、そういうようなものを行政は使うことができませんよね。合理的配慮という点から。具合悪くなる場所まではなりなさいと、そこまでは知ったこっちゃないと、具合が悪くったら配慮しましょうと言うのだったら、この法律の趣旨は全然生かされませんから。

それで、まず一つお聞きするのですが、町立病院です。厚労省から医療従事者や関係団体について、五省庁ポスターの周知依頼という形なのですが、この香害についての周知というものが出ていますね。それから、これは平成 5 年の 10 月 30 日付で出ましたか。それから、全国訪問看護事業協会のホームページにもこういうものが、香害についての話が載っています。また、令和 6 年 3 月、障害保健福祉関係主管会議資料として、香りの感じ方に個人差があることを配慮すること、配慮してほしい事項を利用者から具体的に聴取すべき、具体的な要望に従ったサービスをすべきであるということを都道府県市町村においては関係団体に周知していただきたいと、明記された文書が出ております。

こういうことから、これは町立病院がと言っているわけではないですよ。心和園がと言っているわけではないです。全国で、具合が悪くて病院に行って、余計具合が悪くなったとか、それから訪問看護やデイサービスのサービスを受けることができないとか、極端な場合には、民間の事業所でそういう人が来ないでくれと断られたとか、

そういう事案が相次いでるのです。そして、そういう香害の被害者団体のようなものができていますから、そういうところから、いろいろな関係省庁や関係機関に要望書が出ているという状況なのです。

そういうことを前提にしてお聞きしますが、町立病院ではこういうものに配慮することをやっていますでしょうか。やっていたら教えていただきたい。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 病院の状況でございますけれども、このご質問をいただいた段階で、ちょっと私どものほうも、先生方ですとか看護師もいろいろ聞き取ってはいたのですが、実際のところ、化学物質過敏症といわれる症状、症名がつく、症状のものがつくというものについては、うちの病院では特定ができませんので、そういった限定した中では対応はしてございませんけれども、その症状がある様々な症状に対して、まず問診をした中で、いろいろな、これは検査したほうがいいのか、そういったことをやりながら、一つ一つやっているということはございます。

そういったことで、対処療法になりますけれども、そういったことをやりながら、実際のところをやっていた中で、血液検査とかもやっていた中で、その後、その症状を見ながら、その専門医につなげるですとか、そういう流れにはなっているということを確認してございます。そういった流れで今取り組んでいるという状況でございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 この後質問しようとしたことを先取りしてお答えいただいて、私が聞いているのはそこではないのです。それは診察ですよ。要するに医療人として、その病気なり症例に向かっているということです。そうではなくて、私が聞いているのは、例えば芳香剤だとか、合成洗剤だとか、そういうものでもって洗ったぷんぷんにおいのするナース、何というんですか、看護師さんの制服なんかを着ている方に、あるいは医者さんの白衣の状態で診察を受けると、もうそれだけで具合が悪くなってしまってひっくり返ってしまう人がいるわけですよ。だから、そういうものが出ないように、例えば、そういう業務上のいろいろな白衣だとか何だとかというものは、合成洗剤や、ましてや芳香剤につけるなんてことはしないで、例えば石鹸で洗うとか、そういうようなことに取り組んでいる病院がぼんぼん全国で今出てきているのですが、町立病院ではそういう合理的配慮というのを行っていますかという意味なのです。

●議長（大野議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 大変申し訳ございません。そういった対応でございますけれども、一応着ている服ですとか制服関係は、全て専門の業者にそこは全部、クリーニングですとかそういったことをやっておりまして、実際のところ、自宅でそういったものを洗ったりですとか、そういうことは一切しておりませんし、なおかつ、そういった

対応の部分もやはり質問者おっしゃいますとおり、そういったことがございますので、病院で着衣するものについては、全てそういったことがないように対応しているということでございます。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 分かりました。業者まかせだからいいのだという意味ではないですね、今のは。その点、気を遣っているということですね。分かりました。

心和園だとかそういうところではどうですか。例えば、デイだとか、訪問看護だとか、そういうものを含めて。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 心和園等におきましては、一部、全てが制服ではないという部分では自宅での洗濯の衣類を着ているという状況はあります。看護師の白衣等につきましては、業者ではなく施設のほうでの洗濯としておりますが、合成洗剤等の使用状況というのは、現在確認はしておりません。ただ、香料ですかね、特に一般的な、確認を行っておりません。

また、訪問看護ステーションにおきましても、その確認はしておりませんが、香害に基づく影響があるということでの、心和園については周知をしておりますので、配慮いただいているというふうに認識はしております。ただし、確認はしておりません。改めて確認をしたいと思います。訪問看護ステーションにつきましては、その部分につきまして確認はしておりません。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 指定管理者ですから、行政に準じると考えていいと思います。そうすると法的義務ですよ。そこまで町として確認しなければならない義務があるのではないですか。合理的配慮ということで。この点は、もちろん実際の任に当たっている人の意識の問題もありますので、なかなか難しいとは思いますが、そのあたりはやはり法的義務なのだということをきちんと打ち出して、確認なり指導なりをしていただきたいと思います。

それで次に行きますが、町民に対する化学物質過敏症の啓発、啓蒙という点なのですが、今お聞きしたら、講演会を行うとか、あるいはホームページに記載しているとか、広報誌に記載しているというようなことで、それなりに一生懸命なさっているということが分かりました。これはどんどん進めていただきたい。

その上で、ホームページにはちょっと一言申し上げますが、今朝、ホームページの用語欄のところで引くと、どこにあるかといちいち探さなくてもぽんと出てくるのですが、それで化学物質過敏症というのをに入れて引きました。そうしたら、香害、化学物質過敏症についてというページが出てきました。それで何年か前に見たときよりは、ずっ

と丁寧に詳しく説得力のある文章がありまして、よくなさっているなと思ったのです。ところが、そのリンク先の中に、教育委員会が今回調査をして、報告書をきちんとまとめてますよね。それはホームページの別の欄のところに載っていますが、それが何にも書いてないのです。そうすると、教育委員会がこういうことを書いているなど分らない人は、索引でもって香害とか化学物質過敏症とかを引くと、そこにはいけないのです。やはり、このあたりは、とにかく厚岸町でこんなことをやっているのだよということを全部分かるように、これは気をつけていただきたい。いかがでしょう。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

ホームページのリンクの部分につきまして、学校での取組の部分に、せめてリンクをして飛ばすですとか、そういった部分の記載がなかったという部分では、教育委員会の了解をいただいて、直ちに対応したいと思います。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 この後、教育委員会の分野にもお聞きいたしますが、6月3日の衆議院の決算行政監視委員会かな、ちょっと長い名前の、そこで大河原という議員が香害について質問しました。30分くらいでしたが。今、動画配信しているのです、衆議院も。それで、ちょっと引っかけたのです。それで、見れました。びっくりしたのは、その中で、国は何をやっているのだという話になるのですけれども、それは今ちょっとこっちへ置いて、先駆的地方自治体がどんどん動いているのではないかと。北海道厚岸町教育委員会は実態調査を行い、報告書をきちんとまとめて掲載している。そういうものを生かして、国は施策を進めるべきでないかというふうに、この方は質問の中でおっしゃいまして、私はびっくりしました。そういうことがありました。もちろん答弁のほうが、はい、そうしますとは言ってなかったですけれども。そういうような中で注目を浴びている厚岸町ですから、どうか町長部局に置かれましても、先駆的行政を行っていただきたいのです。

それで、教育委員会にお聞きしますが、化学物質過敏症とシックハウスというのは非常によく似てますよね。空気環境の問題ですよね。今、もうあちこちの、それこそ先駆的自治体で、VOC検査と、VOCというのは、揮発性有機化合物のことだそうです。それが行われています。かつてシックスクールという言葉が出ました。道内でも、何か非常に問題になった町があって、新しくできた校舎が使えなかったりした事案もあったですよね。これは人のいないときに測るんですよね。壁だとか、いわゆる建材だとか、そういうところから出てくるから。ところが、今回の化学物質過敏症に関しては、何ともない部屋に人が持ってくるわけです。衣服に着いたりして。だから、今度、人のいるところで測らなければならないという違いはあるようですが、あちこちでもって、簡易検査だけでもというようなことで進めていますので、これは、ぜひ、厚岸町教育委員会でも実現するように検討いただきたいのですがいかがでしょう。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

文科省のほうから出されております、検査項目というのでしょうか、あと、検査の方法、これに則り検査のほうはしておりますが、質問者がおっしゃるとおり、人のいるところというようなところではしておりません。これは、文科省のほうで、そう書いてないからというか、そういう検査になっていないからということでございますが、これもちょっと内部のほうで検討させていただきたいなと思いますので、ご理解をお願いします。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 実は一番難しいのはこういう問題で、人の意識を変えるということだと思います。今回の教育委員会がやっていただいたアンケートの自由表記を見ても、びっくりするようなことを書いている人がいるのです。この化学物質過敏症等の、いわゆる化学物質と加齢臭の元になるものを一緒にして、どっちがいいか悪いかというようなことを書いている人もいます。結局、全く分かってないということですね。そういう人が学校の職員の中にいるということに、私はびっくりしたのです。学校での職員、教職員というのですか、皆さんの理解をどうやって深めるのか。

それからもう一つは、アンケートのときの回答率を見てもはっきり分かるのですが、保護者というのですか、通常は親御さんですよ、そういう方の理解、これをどうやって上げるかということが非常に大事だと思います。このあたりについては、答弁の中でも少し触れていらっしゃるのですが、簡単をお願いいたします。

●議長（大野議員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

香害と加齢臭を一緒にということで、正しい知識を持っていない方がいらしゃったということでもあります。これについては、やはり学校での会議ですとか、そういったところで、こういう問題の正しい理解といいますか、そういう認識を持っていただくことが大事だと思いますし、やはりこういうのって、定期的に言っていないと認識づけというものがされないのかなと思っております。私どもも校長会、教頭会等で、本当にかんりの数、この香害、化学物質過敏症ということでお話をさせていただいております。引き続き、そういった学校向けにもお話をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解願います。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 時間が押し詰まってきたので、次にいきます。

不登校なのです。これ、私ももう大分記憶が薄れているのですが、平成の時代に何回か議会で不登校が取り上げられた、私ではないです、ほかの方からも取り上げられた記憶があるのです。そのときには、0とか1とか、厚岸町はごく少ないのだなという印象を与えるような論議だったような気がしています。今20ですか。すごい勢いでもって増えたのだなということが分かります。

それで、不登校というのは非常に背景は複雑ですので、何が原因なのだとって、一言で答えられるような問題ではないと思うのです。原因がはっきりすれば、対策も非常に楽なのですけれども。

それで、お聞きするのですが、不登校に関してはいろいろな本も出ております。それから、ネットだとかそういうところに識者という人がいろいろ書いていますね。そういうのを大分読んでみたのですが、結局突き詰めるところ、学校が児童生徒によって居心地のいいところであれば不登校にはならないと。ひっくり返して言うと、学校の居心地が悪いと。だから学校が悪いのだと言っているわけではないです。そういうような対策として、結局抽象的に言えば、子供が笑顔で楽しんでそこにいれる居場所、それからそこにいる人、学校の先生がほとんどでしょうけれども、との間の信頼関係、今流行りの言葉で言うと絆というのですか。そういうものがきちんとできていれば不登校にはならないだろうという言い方をしています。そうするためにどうするかということで、いろいろと日夜苦勞されているのだなというふうに思います。

それで、フリースクールだとか、そういう民間の支援団体ありますね。そういうことをやっている人たちの論調の中に見られるのですけれども、学校の先生というのは、学校に来る子どもに対する専門家だと。学校に来られないと言っている子どもに対する専門家ではないのだと。こういう言い方もしています。これは場合によっては先生に対するすごい侮辱でないかと思うのですけれども、そういうことを言わざるを得ないような事象があるのでしょうか。

それで、結局そういういろいろな方のこき混ぜて抽出していくと、行政の体制として、学校現場で不登校というものをきちんと理解して、知識と意識を持った人が存在することが大事でないかと。それをスクールカウンセラーというのか、心理何とかというのか、それ知りませんよ。その役を全部先生に押し付けてしまうというのは、これは無理でないかという気もするのですが、そのあたり、厚岸町としては体制をどう構築しようとしていますか。お答えいただきたい。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 今、質問者のおっしゃるとおり、本当に学校の取組というのが本当に大事なところで、学校が居心地のいいところになるというところが本当に大前提のところかなというふうに思うのですけれども、そのようなところに関連して、今のところはスクールカウンセラーの配置というところで、子どもたちの話を聞く、子供の親の話もスクールカウンセラーのほうで聞いていただいたり、あと先生も不登校になっている子どもたちの対応というところで困っている先生もたくさんいますので、そういう先生方のお話も聞いていただいたりというところでの取組はもう既に始まっている

ところでございます。その取組を進める中で、なかなか登校できない子たちがいるというような状況になったときに、町として教育支援ルームですとか、町の教育支援センターという取組を今やっているところであります。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 そのスクールカウンセラーというのは各学校に常駐しているのですか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 常駐しているわけではございません。町内の各学校を定期的に回るような形で巡回して行っております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 どんどん生徒が少なくなっているのに、不登校の児童生徒は増えているのですよね。ということは、生徒の数が減らなかった、生徒の数を固定してみた場合には、ものすごい勢いで増えているのではないかというふうに思うわけですよね。今既にもう、約1割でしょう、全体で。12人いれば1人学校来てないのです。となれば、今言ったようなスクールカウンセラーが歩いているというふうにおっしゃっているけれども、その実が上がっているのかと。いやいや、これだけやっているからこの程度に抑えられているので、そうでなかったら3割、5割行ってしまうのだというような話になったら、これ悲惨なことですけれども。そのあたりの評価を教えてください。

それと、例えば、私のことを考えると、私の子どもがある日突然学校行きたくないと言い出して、1週間たっても2週間たってもぐずぐず言って学校行かないとなったら、私、パニックになりますよね。そういうようなときに、予備知識も何もないわけです。これは、やはり1割の子どもに出てくるということは、特殊な子どもたちだけではないということです。特別な人もいるかもしれません。うちの子に限ってということはいえない状況じゃないかと。脅かすような言い方で悪いけれどもということになるのでしょうか。あなたのところの子どもも、あなたのところの子どももそうなるかもしれないのですよと言っても、あんまりいい加減なほら話ではないと思うのです。となれば、まず親御さんが、うちの子どもがというより依然に、この子どもたちの中に不登校児が出る、こういう状況が起きる、そのときにどうしたらいいだろう、そういうことの事前知識というのですか、事前という言葉もおかしいのだけれども、万が一のときに慌てないで、こういうふうにすることが大事なのだという、早く言えば勉強を、これする機会を相当に強く持つべきだと思うのです。いかがでしょう。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） まずは現在の取組の評価というところなのですから、

今このように増えてきている状況ですので、まだまだ取組としては足りない部分あるなというところは認識しております。それで、保護者に陥ってしまった子どもがいたときに、そのときに学校は義務としては子どもの安否確認というのが必要になってきますので、その安否確認があるから今来ましたとか、そのような関わり方をしてしまうと子どもも自分は不登校で悪いこととしてしまっているのだ、親もなんて今状況になってしまうのだということで、厳しい精神の状態になってしまうと思いますので、まずは今学校の先生方でセミナーなどもインターネットでかなり行われておりまして、そういうようなセミナーですとか研修、そこのところを積極的に受けている状態があります。

それから太田地区につきましては、道教委の不登校の授業を受けながら取組を進めておりまして、その中で子どもたちをただ客観的に周りから見ただけではなくて、子どもたちにアンケートをしっかりと取りながら、その数値などを基にしながら、どんな対応していけばいいのかということも考えながら取組を進めているところであります。

まずは教職員、それからそこで親に対しながら、親にも決して不登校は悪いことではないのですよというようなところの関わりがしっかりできるような体制を整えていく必要があると思って、教育委員会でもそのような形で今学校に働きかけておるところです。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 登校刺激という言葉があるそうですが、親のほうとしてはパニックになるし焦りますよ。人の子どものときには余裕を持って見れるけど、自分の子どもがそうなったら、理屈抜きですよ。それで首に縄つけてでも学校へ連れてこうとするようなことが起きてしまうわけです。そうすると、今学校を休むのは悪いことではないのだというふうにおっしゃいましたけれども、世間一般そんなこと言いませんよ。なんで学校行かないのだと、さぼっているのかとなりますよね。子どもは行きたくても行けないわけです。そういうふうに見られてるのではないかということは重々分かってるわけです。結局深みに追い込んでしまう。こういうことが起きるのです。

もう一つは刺激しないほうがいいから、そっとしておきなさい、そのまま様子を見よう。そうすると、まだ治るべきというか、傷が浅くずっと元へ戻れる時期を逃してしまうということもあるのです。そういう意味で、非常に専門的な知見というものが大事なわけですし、それを教職員も、いわゆる学校の先生も、それから配属されている専門家も親も、みんなが共有できるような場をつくると、体制をつくると。それが学校や教育委員会に求められる、まず第一でないかというふうに思うわけです。その点いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 今、ご専門者おっしゃるとおりだと思います。それで、この登校刺激を与えるか、与えないか。与えるのはよくないから何もしないかというところは、やはり何もしないというところは、少しそこのところは意味合いが違うのではな

いかなというふうに思います。刺激を与えてはいけないから、学校は何の働きかけですとか、あと関わりもしていかないのかということになると、そこはまたちょっと違うところになってくるかなというふうに思いますので、様々な要因で学校に来られない子たち、一人一人の状況をしっかり把握しながら、その子にとってどんな働きかけ、それから関わりがその子にとっていいのかというところを見極めながらやる必要がまずはあるのかなというふうに考えております。

それからその意識をしっかりと共有化していくというところは、本当におっしゃるとおりだと思います。ここのところは教育委員会としても、そういう場ですとか、そういうところをつくれないうかどうかというところも含めて検討していきたいなというふうに考えております。

●議長（大野議員） 2番、室崎議員。

●室崎議員 それから、厚岸では前にちょっと一辺、らしきものを聞いたことがあるのですが、学校の先生のOBが学校に行けない子どもを自宅に呼んで学習指導をしていた。学習指導というよりも、遊びに子どもたちが来るようなことをつくっていた。そうすると、フリースクールの寺小屋型かなというふうに思ったのですが。今、厚岸町にはそういうこと、施設なんていうほどのものでなくても個人的にでも何かないというふうに聞いているのですが、そうなのでしょうか。

それから、近隣の町にはそういうところがあるらしいということも聞いているのですが、もし町内でも町外でもいいのですが、そういうのがあった場合には、これはこれで金銭的な面からいっても大変だと思うのです。やる人にとっても。だから、そういうものに支援をして、町で今フリースペースはつくっているのでしょうか、一つより二つ、二つより三つあったほうがいいわけですから、こういうものは。そういうものを支援するような、民間だから駄目ですではなく、そういうようなこともまた考えていくべきではないのかと。要は子どもが笑顔で行ける場所をどうやってつくるかということであって、その主体が何であるかどうかということは子どもらにとってはどうでもいいことですよね。そういうようなことも考えていただきたいのですがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 今、お話いただいたところなのですが、現状といたしまして町内には、先ほどご質問者がおっしゃったような施設ですとか、そういうものはないのが実情です。フリースクールにつきましても、本町にはなくて、隣町のほうには、標茶町なののですが、そちらのほうにはあったのですが、そこもちょっと事業のほうを、フリースクールの事業からちょっと撤退するというようなお話も聞いておりまして、やはりそういう子どもたちにとっては、本当に厳しい状況というところはあるのかなというふうには考えております。ですから、その状況をやはり少しでも打開するためには、やはりこういう検討は必要なのかなというふうに考えておりますので、関係部局とも十分連携を図りまして、検討してまいりたいと思います。

●議長（大野議員） 2 番、室崎議員。

●室崎議員 あと、何分ですか。

●議長（大野議員） 5 分切りました。

●室崎議員 5 分ありますか。

ちょっとすみません、香害で一つ言い忘れたのがあったので、付け加えさせていただきたい。お粗末な質問の仕方で申し訳ないのだけれども。

新潟県の医療科大学の専門家の先生が、全国にわたっての大規模な香害の調査を行うという話が出ておりまして、各市町村、都道府県もそうなのかな、教育委員会に対して協力をいただいて、アンケート調査をするという話が今出ているそうです。そうすると、100万を超えるような人の調査が可能になってくるので、相当に明確な数字が出てくるらしいのですが、協力していただけたところにお手紙を出すと、そうでないと手間と費用が大変らしいので。ということで、厚岸町はそういうのがもし来たら協力しますか。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） アンケート調査の件、今ご質問あったと思います。まずは、うちの町であったアンケートということをしっかりまず捉えていく必要があるだろうと。アンケートの目的というのは、まず実態を捉えるということ。それからそれをもっていろいろな課題について周知していくというそういう側面もあります。それから、私が最も大切にしているのは、出た結果を基にじゃあどうするのかという、そのこのところが最も大切。それは、例えば子どもに対する教育であったり、保護者の周知だったり。子どもたちは今学んでいる中には思考、まずそれについて考える、その後判断する、そして表現する、今回については行動するということになってきますけど、こういうものに耐えられるものであれば、アンケートを実施するということが必要なのだろうと思います。

教育委員会にもたくさんアンケートが来るのですけれども、それについて全部やるわけではもちろんありません。しっかり内容を見て、今必要だということであれば、先ほど言った三つがクリアされるものであれば、ぜひ参加させていただきたいですし、特に三つ目、きちんとした分析がきちんと周知されていって、それが先の一步に踏み出すというものであれば、ぜひ参加させていただきたいなと思いますけれども、まず中身に向いてからということになると思いますので、ご理解ください。

以上です。

●議長（大野議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、8 番石澤議員の一般質問を行います。

8 番、石澤議員。

●石澤議員 先に提出した通告書に従って質問いたします。

最初に、会計年度任用職員の処遇改善をということです。

会計年度任用職員の雇用待遇改善への独自の取り組む自治体があります。根室市や小樽市は一定年数の任用を条件とする公募を取りやめ、勤務実績に問題がなければ、65歳まで続けて任用可能にしています。一定期間ごとに公募に晒される理不尽な制度は中止すべきと思いますがどうですか。

会計年度任用職員は住居手当や寒冷地手当が支給されていません。これは著しく不公平であると思います。改善する必要があると思いますがどうですか。

そもそも会計年度職員は本来は正職員にすべきと思いますがどうですか。

次にパートナーシップ制度です。

釧路市でパートナーシップ宣言制度が開始されました。本町でも取り入れる必要があると思いますがどうですか。

次に津波災害対策についてです。

大型の津波シェルターが開発されています。心和園などの利用者の避難が難しい施設に設置することはできませんか。

これで1回目の質問を終わります。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8 番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の会計年度任用職員の処遇改善についてのうち、（1）の「公募を取りやめ勤務実績に問題がなければ続けて任用を可能とし、一定期間ごとに公募する制度は中止すべきと考えるが」についてありますが、当町では、会計年度任用職員の募集、採用については、地方公務員法及びこれに基づく法務省からの通知「事務処理マニュアル」に基づき、毎年、広報誌へのチラシの折り込みやホームページで公募し、選考を経て任用しております。

ご質問のある他自治体の例は、令和2年度の会計年度任用職員制度の創設以前は、非常勤職員等について制度が統一されていなく、地域独自で行っていましたが、地方自治法及び地方公務員法の改正による、会計年度任用職員制度の創設にあたり、やむを得ず採用時に公募しない対応を取っている場合や、令和4年12月の総務省通知での再度の任用にあたって「平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情等に応じつつ、適切に対応されたい」との修正を根拠として、独自ルールにより公募せず、従前の勤務成績により先行し採用している自治体も見受けられますが、総務省の通知では、地域の実情に応じ再度の任用を行うことができるのは、同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとされております。

当町では、会計年度任用職員制度に移行した際、嘱託職員制度等の旧制度からの移行については、既に整理済みであること、また、通知にある「地域の実情等」については年度をまたぐ継続事務については公募によらず、直近の人事評価による勤務成績での選

考により再度の任用を行っているものの、そのほかの任用については公募をしない「地域の実情等」があるとは考えられないことから、地方公務員法第13条の平等の取扱いの原則を踏まえ、均等な機会を与える必要があることから、今後も毎年公募選考をし、任用していく考えであります。

次に、（２）の「会計年度任用職員は、住居手当や寒冷地手当を支給されていない、改善する必要があると思うが」についてであります。総務省の通知では、会計年度任用職員への住居手当及び寒冷地手当については「支給しないことを基本とする」とされており、また、全国町村会法務支援室の条例制定時の説明でも、住居手当及び寒冷地手当については、職員が長期にわたり安定的に継続して勤務できるようにするために生活給として支給されるものであるため、１会計年度ごとに任用される会計年度任用職員については支給しないとされておりますので、現在はこれらの手当を支給する考えはありません。

次に、（３）の「会計年度任用職員は、本来は正職員にすべきと思うが」についてあります。会計年度任用職員は、業務の範囲や年間の業務量などにより、１会計年度ごとにその職の必要性をあらかじめ協議し任用しているもので、その業務についても正職員が配置され、その補助的業務が主であることから、業務の内容や責任の程度などを踏まえると、引き続き会計年度任用職員として任用すべきものと考えております。

続いて、２点目のパートナーシップ制度について、「釧路市でパートナーシップ宣誓制度が開始された、本町でも取り入れる必要があると思うが」についてであります。パートナーシップ宣誓制度は、民法及び戸籍法で婚姻が認められていない同性カップルや、事実婚として婚姻の届け出をしないカップルなどが、日常生活において相互に協力し合う関係であることを宣誓することで、一人一人の人権や、多様な生き方が尊重される社会の実現につなげるため、自治体が婚姻に相当する関係と認める証明書を発行するものであります。

また、その証明により、婚姻した場合の配偶者と同等に行政サービスの提供を可能としている自治体もありますが、制度設計が自治体ごとに異なるなど、整理していかなければならない課題もありますので、国や道、他の先進自治体を参考にしながら、制度導入に向けて検討していきたいと考えております。

続いて、３点目の津波災害対策について、「大型の津波シェルターを心和園などの利用者の避難が難しい施設に設置することはできないか」についてであります。町では津波到達時間内に避難が困難とされる区域の解消を図るため、浸水想定区域外の避難場所等の整備を進めてきたところであります。老人福祉施設や児童福祉施設、幼稚園、小中学校、病院などの要配慮者利用施設の中でも、避難に時間を要する施設において、より迅速に利用者を津波から避難させる手段の一つとして、津波救命艇などの津波シェルの設置は有効であると認識しております。

一方で、施設利用者を避難させることは、施設所有者または管理者の責務であり、施設ごとに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な措置に関する検討を行った上で、避難確保計画を策定する必要があります。

町有の要配慮者利用施設のうち、避難が困難とされていた心和園につきましては、平成25年度に隣接する裏山に避難場所を整備したところであります。

さらに、冬期避難を考慮した利用者の安全の確保を図るため、施設管理者とも協議した上で、簡易ハウスを整備するための予算を含む補正予算案を本定例会に提出しているところであります。

津波シェルターについては、現時点で町有の要配慮者利用施設に整備する計画はありませんが、近隣自治体でも整備が進みつつある状況もあることから、こうした事例を参考にしつつ、津波災害対策の一つとして、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（大野議員） 休憩いたします。

再開は、3時30分といたします。

午後2時57分休憩

午後3時30分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

石澤議員の再質問から始めます。

8番、石澤議員。

●石澤議員 それでは、最初の質問していきたいと思います。

この会計年度任用職員のことで、回答をもらったのですが、だんだん腹立ってきて、怒鳴りそうな感じなのですけれども。

まず、毎年公募して職員を採用するということなのですが、労働安全衛生法上、雇入れる労働者に対しては、雇入れ時の健康診断と定期検診が必要となっていますが、毎回新たな職員をつくるというふうに見えると思うのですが、そうすると、毎回雇入れ健康診断の実施が必要となると思うのですが、厚岸もそういうふうに行っているのですか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

雇入れということではなくて、採用した段階では、採用したというか、採用時もそうですけれども、職員はみんな健康診断をやっています。その中で採用した職員も健康診断は必ずやっております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 必ず、そうすると1年ごとですよ。1年ごとに公募でやるということは、1年ごとに採用期間というのが設けているのではないですか。それはいいのですか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 採用時点で採用期間ですね、その人その人によっては、通年だったり、期間が短かったりというのはあります。期間は定めています。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 いや、採用するときに、新人の、何て言うのだ、研修期間というのかな。研修を受けるというか、毎回そういうふうになるのではないですか。新しくその人を採用することなのであれば。1年ごとに更新するのですね。ということは、その人が1年ごとに更新するということは、ずっとその人の経験を、1年ごとに更新、更新ではないですね、採用です、別ですね。1年ごとに新たに採用するのですね、その人を。そうすると、採用する時点で、その人は常に新人だということなのではないですか。そうすると、その新人のときに、その人の期間に1週間なり10日なりの採用するための見る期間というのかな、そういうことが出てくるのではないですか。そういうことはないのですか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） すみません。私、健診ということと研修と、ちょっと間違っていました。研修ですね。

研修につきましては、入るときに役場のどういったところで、こういうような仕事ということは指導しますけれども、特別、研修ということではなくて、それは仕事を進める中で業務を教えていったりというのはやっていますけれども、研修期間というのは特には設けておりません。

職員研修、他のですね、他の職員が、普通一般職員ですね、一般職員が受けている研修はそれぞれ受けられますけれども、必ず入ったときに何か研修をしているかというのは、それは特にやっておりません。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 ということは、毎回その人が応募してきたときに、その人が採用されていきますよね。総務省の資料にあるのですが、会計年度任用職員の占める割合の女性の割合が約8割になっていますね。厚岸町の場合はどういうふうになっていますか。

●議長（大野議員） 休憩します。

午後3時35分休憩

●議長（大野議員） 再開いたします。

総務課長。

●総務課長（布施課長） すみません、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。大変ご迷惑をおかけしました。

今、ご質問ですけれども、女性の占める割合であります、募集の段階では男女の区別しての募集はありません。の中で募集して採用している中では、女性が65.53%です。男性が34.47%です。

以上です。

●議長（大野議員） 8 番、石澤議員。

●石澤議員 65.53%、女性が多く占める資格職ほど会計年度任用職員が多いのかなという気がするのですけれども、その辺はどういうことになるのですか。会計年度任用職員になれば、雇用は不安定だし、低賃金ということになるのですが、そういうことも含めて、そこを改善するということは考えられないというようなことだったのかなと思うのですが、この回答の中では。

それで、オンラインとアンケート調査、23年度の単純集計、労働組合だったのかな、出ているのですが、その中で、オンラインですから、いろんな地域からもあったみたいなのですが、すごく心配なのは、来年も雇ってもらえるかが心配です、何年も一生懸命働いていても非正規職員だというだけで自分の意志と関係なく退職させられるかもしれない不安はいつもあります。それからもう一つ、病気になったときに不安、病休を使って治らなければ辞めるしかなくなる、正職なら病休も長期間取れるのに、非正規の割合の方が多く、使い捨ての雇用だと感じているというふうに、そういう声が来ます。厚岸町の中でもそういう声があるのではないですか。

根室市は、パートとフルタイムの割合があるのですが、根室市はフルタイムが66%です。厚岸の場合、フルタイムの割合が66%までいってませんよね。全国平均が11%ですから、根室市はフルタイムも66%で多いということもあるし、それから公募をやめた自治体は、人手不足の中、公募に関する業務に職員の時間やコストをかけるのは経済性や効率性から民間であり得ない制度設計ではないかというふうに思っている自治体もあります。今回、小樽市は公募に伴う事務作業の負担の大きさや、雇用不安を訴える職場や労働組合の声、国の通信などを総合的に考慮し、適切な人事評価で能力の実証が得られれば、一律の公募は不要と判断した。そういうふうにして、今回、小樽市は3年ごとの公募をやめました。

やはり、大事な正職員であろうが、それから、非正規であっても、住民の安全安心を守るために、自治体の職員というのは最前線に立つ。それが自治体の職員だと思うのです。そういうのを含めると、やはり、大事な人たちを守るためにも、公募ではなくて、その人が何か問題がない限りは通年で使うということ、通して使うということが必要

だと思うのですが、もう一度それを考えてもらえませんか。

それから、寒冷地手当と、それから居住手当てなのですが、この中で、職員が長期にわたり安定的に継続して勤務できるようにするために生活給として支給されるものであるため、一会計年度ごとに任用される会計年度職員については支給しないとされておりますと。これ、この寒い北海道ですよ。しかも、悪いけれども、正職の方よりもずっと安い賃金です。その方たちに、居住手当もなし、それから寒冷地手当もなし、おかしくないですか、そんなの。もう少しその辺、一緒に働いてる仲間ではないですか。考えられないですか、それは。国の方針かもしれないですけども、独自にやってもいいと総務省から出ていますよ。それ、考えてください。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

会計年度の任用職員は、この会計年度というとおり、1会計年度を基本として任用するという制度で、元々、そういう制度から行っているものであります。ですので、やはり公募してというのは、うちの場合もありますけれども、転勤してきた方がそこに募集してきたりというのも実際あります。そういう募集をしなければ、そういうことも分からないということもありますので、やはり基本は広く公募して採用するというのが、やはり基本ではないかと思えます。

それと、先ほどの寒冷地手当ての長期的な任用ということで、そこもやはり、元々が制度としては、1会計年度ごとの必要性。今年雇っていても、来年、業務として、必要かどうかというのは、毎年確認しながら、1会計年度ごとに任用採用していくということを考えながら、毎年進めているところでありますので、その手当てにつきましても、国のほうはこの基本に沿ってというところで、今回は今年度から勤勉手当てが支給されることになりましたけれども、そこら辺はやはり国のほうでも全国的なものを見ながら、今回支給するということになりましたけれども、手当てにつきましても、国の基本に沿って支給していきたいと思えます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 役場職員ではなくて、町営牧場の職員とか、それから専門性が大事にされている保母さんとか、それから子どもの命に関わることに携わっている方たちいますよね。その人たちはずっと通年で、通年ではなくて、毎回自分の書類を出さなければならぬですよね。そのために、お前はどうかのだって、毎回審査されるのです、そこで。その人の経験も、それからずっと培ってきたもの、全部ちゃらにされるのですよ。能力の証明を毎回求められるのです。そんな悲しいことはありますか。そして、こういう形で、いろいろなところで、こういうふうに公募中止とか出てきますと、そこを見て、若い人たちの中には、ここにいても、私はどうせ毎年毎年、いつ首切られるか分からないと、1年たって来年は分からないのだとなったときに、厚岸にいますか。大事な人たちを、もう少し考えてください。無理やり正職にすれと言っているわけではないのです。

その人たちが必要である、その人たちの尊厳を認める、それが会計年度任用職員の公募の中止という形で。広くと言いますけれども、そうしたら掘り出すときに、ハローワークとか、それも全部に出すのですか。その辺はどうなのですか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 毎年、職員もそうですけれども、会計年度の職員もそうですけれども、人事評価というものをやっていまして、その評価の中で評価しているという部分もあります。それは、先ほど言った他の市町村もそうですけれども、そこで必ず評価というか、必ず選考するにしても、そこを見て、ほかの市町村もやっているはずですので、そこは必ず、どこも、本人方がそういう思いを感じているかもしれないですけれども、そういう評価はどこもやっているはずです。

ちょっとハローワークにまで出しているかは、ちょっと今、私、まだちょっと理解していないので、今調べていただきます。

あとは、いつも募集しているのは広報紙とホームページで、ということは毎年やっております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 いいですよ、ハローワーク調べなくても。やっていないのは分かっていますから。

わざわざ今、人事評価とか言いましたよね。そういうこともやっていると。それからいろんな評価をしています。その人がどういうことを、仕事をしているかも分かっていますよね。その上で応募してきたら、その人を採用するということになるのだと思うのですけれども、そういう人事評価もあるのだったら、何でわざわざ毎年毎年公募ってするのですか。いらないでしょう、そんなもの。本当に必要なのではないですか。ずっと続けてやっているのなら。働く人の尊厳って大事なことだと思いますよ。

それから、自分の上司に要は評価されるのですよね。そのときに、こうしたらいいかなとか、こういうことはどうだろう、身分が安定していれば話はできますよ。だけれども、毎年首切られるのだったら、どこでその話できますか。今、パワハラとかいろいろな問題ありますよね。そのときに自分の思いをどこにぶつけるのですか。上司に言ったら首切られるかもしれないのですよ。そんなことができますか。それも含めて、もう一度考え直してほしいと思うのです。どうですか。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 私のほうからちょっと説明させていただきます。

総務課長、先ほど言いましたが、自治体が給料を払えるのは正職員と会計年度任用職員のこの二つだけです。先ほど根室市の話をされましたが、根室市は旧制度の嘱託職員、うちもありましたけれども、その嘱託職員は会計年度任用職員としております。町

長の答弁書にあるように、やむを得ずそういうことを引き続きやって公募しないでやっているという現状があります。ただし、その採用に当たっては必ず選考はしなければなりませんので、議員、いちいち今までだったのがどうだったのということを言われるとおっしゃいましたが、その選考はやっていないということはないと思います。それは地方公務員法にもちゃんと選考して採用するというふうになっていますので、それを怠るということは逆に問題があるのかなというふうに考えます。

それと、実際にうちは働いている人、それから働いていないこれから勤めようとする人にも、平等に門戸を開くために公募という形を取らせていただいております。ただし、今まで働いていただいて、職務評価のいい方、これは面接時の選考時の当然加点といたしますか、評価のいいほうにつながるというふうに評価しております。ですから、議員おっしゃられる毎年募集するなというのはちょっと乱暴なことではないかなと。厚岸町としては、あくまでもやはり平等に門戸を開いた上で採用をしていきたいと。ただし、継続性のある業務、例えば年度をまたいで行わなければならない業務については、その業務の状況を見て、募集をかけない場合も正直ございます。ですが、その方をその次の年に同じ業務があつて、必ずしも募集をしないでやるということは、厚岸町では行っておりません。あくまでも原則に基づいて、地域のその実情という文言は追加されて、総務省の通知では追加されていますが、その部分は実情と捉えられないものについては、そういった原則に返ったやり方でやらせていただいているところでございます。

●議長（大野議員） 8 番、石澤議員。

●石澤議員 何か、給食センターの調理師とか、あの人たちも結局、3 年くらい勤める中で、流れにきちっと流れてうまく回るようになるという話も聞きました。何かあったら大変ですよ。食中毒を起こしたら大変。それも流れ次第で命にかかわる問題です、あそこも。それから、保育士もそうですよね。そして、さっき言いました牧場の従業員。それから、それぞれ専門が必要とされている方、それに対して、本当にやはりもう少し考えないとほしいと思います。これは何度も言いますが、その人が働く意欲を萎えるような、そういうようなことを、実際、会計年度任用職員の毎年の公募の中で起きているということは、きちんと考えてほしいと思います。

それから、そういうことをやって、そういう職員が周りにいるという、辛さを持っている人がいるということが、職場にとって、私はプラスになるとは思えません。ですから、まさかそういうことはないと思いますけれども、俺は正職だ、お前は会計年度だ、そういうようなことは、厚岸町の職員にはいないと思います。そう思っています。ですから、雇用不安を訴える現場の声とか、そういう話、やはりきちっと取り上げていくことは絶対に大切だと思います。厚岸のこの町にいたくないと思うようなこともないようにしてほしい。そして、さっき言いましたけれども、手当ですけれども、寒冷地手当、居住手当くらいつけてくださいよ、この寒いところで。大体、会計年度任用職員の年収 200 万くらいですか、そんなに高くないと思いますよ。だから、そこはつける必要があるのではないのかなと思いますけれども。それはお願いしたいと思いますがいかがです

か。

●議長（大野議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 職種によっては、議員おっしゃられる専門性というのは分かるのですが、あくまでも会計年度任用職員については、正職員を配置しているところに、その業務を補完するために、会計年度任用職員として採用するということが前提にあります。実際には、長く働いていただいている職員もたくさんおります。募集に対して定員を超えているというのも多くはない。やはり働く人がだんだん少なくなってきた、多くはない状況ということもありまして、続けて働いてもらっているという現状は確かにございますが、やはり会計年度任用職員という制度自体が元々1年度会計というものが原則にございますので、あくまでも先ほど言った平等に門戸を開くという部分と、広く募集をかけなければいけないということがありますので、そこについてはご理解をいただきたいと思います。

それから、寒冷地手当につきましては、確かに総務省、それから全国町村会の出している条例策定時の説明には支給すべきでないというのは現在も変わっておりません。ただ、寒冷地に関しては扶養手当に付随するものだというのがありまして、それと住居手当、これに関しては今もその取扱いが変わっていないので、厚岸町としては原則に基づいてやらせていただきたいと。今後はどうなるか分かりませんが、現在のところはそういう考えでございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 寒い北海道ですよ。寒冷地手当くらいつけたっていいのではないですか。そう思いますけれども。次に移ります。

この問題、会計年度任用職員のことに関しては、これからも何回も質問します。変わるまでやりますのでよろしくお願いします。

次、パートナー制度ですけれども、釧路市、これは前向きに検討してもらえるような内容になっていますので、ぜひともやってほしいかなと思います。

釧路市では市営住宅ですか、市営住宅で入るときとか、病院に入院したときとか、それから、市営住宅に入居することとか、それから死亡者の情報提供、パートナーが申し出るということとか、それから、放課後児童クラブ、子どもがいる場合は放課後児童クラブの利用、それから就学助成とか就学金の申請、それから家族介護関与支給事業なども、いろいろ多岐をわたって、パートナーシップ制度を導入することによって、そういう方たちの差別することなく、マイノリティの方がそういう中で生活していけるというふうになっていますので、厚岸町でも、前に何か、ほかの市町村とも、管内の町村とも相談して話してみますみたいなことを言っていましたけれども、それも含めて検討してほしいと思いますがいかがですか。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 釧路市がやったということで、配偶者に代わって手続きができるようになるということだと思います、広く言うと。だから、結構、札幌市とかでもこういう例というのが、結構な例があります。管内の状況も、ちょっと私もまた聞いてみたのですが、皆さん、何とかしていかなければならないよねというような、課長レベルの話ですが、そういう話はしていたので、今後、その導入に向けて、管内の方にも聞きながら進めていきたいと思っています。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 分かりました。よろしくお願いします。

次、大型の津波シェルターのことなのですが、この前、新日本婦人の会というのがあるのですが、津波災害のときに、逃げる避難場所を町内あちこち階段に上がったりしながら見てきたのです。そのときに、あそこの心和園の避難する場所も行ってきました。坂に立ったのですが、すごいんですね、あの坂。歩くの大変でした、私らでも。あそこをどういうふうにして避難するのと職員の方に聞いたら、車で避難するという話をしていました。でも、一人一人車に乗せてあそこを避難するというのは、どう考えても大変だと思うのですが、そういう意味で、あのそばですぐに、こういう津波シェルターがあれば、そのまま車椅子で逃げることができるのではないのかなと思ったのです。今回はまた高いところにいろいろ予算で簡易ハウスとか予算ついてますけれども、あそこまで行くのにとっても大変だと思うのですが、あそこまで歩いてみたことはありますか。どうですか、その辺。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

心和園の避難場所が裏山の高台のところに避難所を設置しております。ここに対応するように、避難訓練を毎年行っている中で、例えばデイサービスの方、何人か歩いて上がる、それから車に乗せて行く。ただ、避難訓練においても、やはり寝たきりの方等については参加できませんので、そういった実証は行っておりませんが、職員が寝た状態から車椅子に乗せて、車に乗せて、さらに移動するというようなことで、シミュレーション等を行って避難するというようなことを行っております。

心和園の建物につきましては、避難口がいくつもありまして、それぞれに車をつけて、そこに日中であれば職員がいっぱいいますので、随時車に乗せて避難をするという形で、車で避難をするという形が今想定されている状況です。

僕も、それから危機対策室のほうでも、現地には行って、状況確認等も数回行わせていただいているという状況でございます。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

- 石澤議員 昼間ならいいですね、人いるから。夜どうするのですか。すごいことになりますよ。大体、寝たきりの人、車椅子の人、乗せている暇に何人乗せられますか。そうすれば、あそこに、この前、前回佐藤議員が質問をしていて、あそこに簡易のやつがということを要望していましたので、あそこの簡易の建物は必要だと思いますし、いいことだと思うのですけれども、今回。だけれども、すぐ逃げられる場所に避難するものもつくる必要があると思うのです。浜中と、それから白糠かな、白糠は障がいの方も逃げられるようにという設定のシェルターの設置を考えているようです。

それで、私はそのシェルターなのですが、これは普通の元気な人が入るシェルターなのですけれども、ホクレン肥料かな、ホクレン飼料か、ホクレン飼料のところでシェルターを見せてもらいました。25人入れる形で、中にトイレもついていて、食料も1週間分、水から何から全部つけられるような状態になっています。ああいう形で、大型の50人とか100人とか300人とかあるみたいで、そのためにお金もかかるのですが、すぐ逃げられる場所も設定しておく必要があると思うのです。車椅子でそのまま入れます、そのやつは。フラットになっています。そういうのもあるから、ちょっとこれはもう少し検討してほしいと思うんですがいかがでしょうか。

- 議長（大野議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） 今回、危機対策室と連携した中で、避難所の対応を改めて、やはりできる範囲の中からもやっていかなければいけない。最終的には万全の対策を図るのが本来だとは思いますが。そういった意味では、そもそも浸水避難区域にある施設については、最終的な移転という形を想定しているというのが現状根本的な解決だと思っています。今までも言われているとおり、夜間のさらに冬期間につきましては、職員4人、5人の中で全員の命を助けるということは不可能だというふうなことを言わせていただいております。これは、現状少しでもという部分では、今提言いただいておりますシェルターについても可能なものの一つかなというふうには考えられます。

今回、取り急ぎ、避難所のところには、冬場、日中でも避難場所としては必要になるということもあって、いわゆるプレハブなのですけれども設定させていただきました。ただ、シェルターにつきましては、まだ導入機会、物としては確かにいいもの、優れているもの、それから対策としても、例えば心和園におくことで時間内に逃げられる人が増やすことができるという部分も可能な部分かなとも思います。ただ、設置費ですとか設置場所、それから大きくは費用も含めて、もうちょっと考えていながら検討する必要があります。それから、導入をもっと対策、避難の方法も含めて、さらに重ねて検討を進めなければいけないというふうに考えているところでございます。

- 議長（大野議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、1番、竹田議員の一般質問を行います。

1番、竹田議員。

- 竹田議員 通告に従い、質問をさせていただきます。

1、災害時のトイレ対策について。

(1) 町は災害時のトイレ確保・管理計画等を策定しているのか伺います。

2、放課後児童クラブについてです。

(1) 子育て応援トータルプラン、政府の子供未来戦略方針の一つとして、小規模多機能、放課後自動支援事業の取組について伺います。

3、コロナ後遺症について。

(1) 町は町民に対して、コロナワクチン接種後の全体調査をしているのか伺います。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の災害時のトイレ対策について、「災害時のトイレ確保・管理計画等を策定しているか」についてありますが、現在、町ではトイレ確保・管理計画や、これに類似した計画は策定しておりません。

これまで町の災害時のトイレ対策の取組は、指定緊急避難場所への仮設トイレの設置や、指定避難所での使用を想定した既設のトイレの便座に被せて使用する携帯トイレ、持ち運び可能なポータブルトイレ等を中心に整備してきたほか、災害時における仮設トイレの優先的供給について、民間事業者と協定を締結しているところであります。

しかしながら、本年元旦に発生した能登半島地震をはじめとした、他の大規模災害の例を見ると、特に発災直後の混乱期には避難者数が最も多く、道路事情等により仮設トイレの供給も追いつかない状況となることが想定され、これを考慮すると、現在町が配備している仮設トイレや携帯トイレ等では、当町の最大想定避難者数の避難には対応できないものと考えております。

避難所でのトイレ不足は、避難者が水分や食事を控える結果となり、健康被害や災害関連死を引き起こす要因にもなり得ます。

内閣府の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」や、本年3月に作成した「厚岸町災害廃棄物処理計画」に基づき、町として必要とする基数の整備や、災害発生からの時間経過に合わせて、状況に適した種類のトイレを供給できるよう、今後整備に向けた十分な検討を行っていくとともに、感染症等を予防するため、衛生的なトイレ環境を保つことも重要であることから、清掃用具等の必要備品の整備を併せて進めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の放課後児童クラブについて、「小規模多機能・放課後児童支援事業の取組は」についてであります。小規模多機能・放課後児童支援事業とは、地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業で、利用者がおおむね10人未満とされております。

小規模で乳幼児から小学生までが対象となる事業であるため、人口の少ない特定の地域では有効な事業だと考えられますが、現在、町内での実施はありません。

なお、町で実施している放課後児童クラブについては、友遊児童館は98人、子夢希児

童館は49人の登録により利用されています。

また、子ども子育て支援法に基づく地域子育て支援拠点としては、「コアぽんときらく」において、乳幼児の親子を対象とした子育て支援センターを開設しています。

子どもに関わる今後の施策としては、今年度、「第3期厚岸町子ども・子育て支援事業計画」を策定する予定であり、子どもの減少を含む人口減少や地域の特性、利用ニーズなどを踏まえて、現在の事業の継続、新たな事業の取組の検討を進めることとなりますが、民間事業等の社会資源が少ないことや、保育人材の確保など課題も多い状況となっております。

今後は、保育事業の拡大や、子ども誰でも通園事業の推進、子ども家庭センターの設置のほか、ご質問にある小規模多機能放課後児童支援事業などの事業の必要性について、この計画策定の中で検討する予定であります。

続いて、3点目のコロナ後遺症について、「町は町民に対してコロナワクチン接種後の全体調査をしているか」についてであります。新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法に基づく臨時接種として、当町では令和3年5月からの全額公費負担による予防接種を開始し、令和6年3月までの間に最大7回の接種機会を設けてきたところであります。

この間の接種者数は、延べ3万5,154人で、接種率は1回目が90.3%、7回目では22.3%となっております。

お尋ねの「コロナワクチン接種後の全体調査」については、国において「予防接種後健康被害救済制度」や「副反応疑い報告制度」により、接種後の副反応について把握し、国立感染症研究所等による専門的な調査を実施していることから、町では調査を実施したことはなく、今後もその予定はありません。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害については、「予防接種後健康被害救済制度」により、予防接種法に基づく救済を受けることができ、当町ではこれまで3件の申請があり、うち1件が健康被害と認定され、医療費及び医療手当を給付していますが、1件は健康被害とは認定されず、残る1件は国において診査中のため、まだ結果が出ていません。

また、新型コロナウイルス感染症罹患後の、いわゆる「後遺症」につきましても、厚生労働科学研究事業等により、実体把握のための疫学調査や後遺症の病体解明等を目的とした研究が行われており、町で調査を行う予定はありません。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月から5類感染症に移行し、医療や検査に関わる取扱いも、現在は通常の疾患と同様となりましたが、今後も感染予防などについての情報の発信に進めてまいります。

以上でございます。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 災害時のトイレ対策についてですが、国や自治体に内閣府は、阪神淡路大震災や東日本大震災といった過去の教訓を踏まえて、2016年に避難所におけるトイレの確保、ガイドラインを自治体に対策を呼びかけていたというのがあります。これは町とし

ては抑えていたのかどうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 平成28年4月に内閣府から出され、令和4年4月に改定されているというもので承知してございます。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 答弁には、計画は策定しておりませんというふうになっています。この部分については、どういう町としての認識があって、どのような認識をしていたのか。それで策定はしてこなかったのか。ちなみになのですけれども、日本全国の計画をしていない75%、全国でたしか1,741町村ですか、全国で。そのうちの75%がやっていない。実際策定したのは25%、約4分の1ですね、という結果です。やっていないほうに厚岸町も入ってしまったということで、これらについてはどういうふうに考えているのかなと。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 確かに、トイレの確保・管理計画というような形で策定はしておりませんでした。これまでの町の取組といたしましては、非常用食料ですとか、冬期の避難対策という部分で重点を置きながら進めてきたところではありますが、質問者がおっしゃられるように、過去の大震災、大きな災害におきましては、このトイレに関連して、災害関連死にも結びつくというような重大な事項でもありますので、当時、厚岸町としては、一定の根拠を持って必要なトイレの、携帯トイレですとかということを備蓄はしていたのですが、改めて、この必要数を考えてみたときに、ちょっと答弁書にもありますが、まだまだ不足している状況がございますので、改めて、この国のガイドラインですとか、そういったものを参考にしながら、必要な数量についての確保及び運用について定めるようなものを取り組んでまいりたいというふうに考えています。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 前回にも一般質問したときに、トイレの簡易型のトイレの衛生管理型というトイレがありますよということで、そういうことも提案させていただきました。そういった上で、何も災害時に対しての関係しているものに対して、厚岸町は何もやってこなかったわけではなくて、毎回毎回の災害時に対しての、例えば乳幼児のミルクの問題だとか、それもずっと提言させていただきました。毎回毎回その提言によって、避難所の言語の問題等も取り上げて、毎回毎回ずっと町はそれを受けてやっていただきました。なので、今後もこの災害時のトイレ、とても答弁にも書いてあったけれども、避難所におけ

るトイレの確保、ガイドラインについて、災害廃棄物計画等を基づいてやっていきたいというふうに答弁されておりますので、その辺はまた頑張ってもらいたいですというふうにお願いをして、これを終わらせたいのですけれどもいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 質問者おっしゃいますように、いろいろご提言いただいた中で、我々が気づいていなかった部分もあるかと思っておりますので、そういった部分をこれまでも衛生対応型トイレラップポンというような商品名になりますが、そういったものの導入ですとかさせていただいてきております。

今後におきましても、こういった状況を踏まえながら、トイレの確保については、個別のトイレの確保管理計画というような形にはならないかもしれませんが、ほかの整備すべきものを含めた中での整備に向けた計画的なものというような捉え方になるかもしれませんが、どちらにせよ、そういった必要数ですとか、管理の運用方法、そういった管理計画に記載すべきものを取り込んだ形で、そういったものをつくった上で、必要数の整備に努めていきたいと考えております。

●議長（大野議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 例えば、リース関係とか、そういうものを一回借りて実際試してみるとか、そういうのもしていただければ、我々議員の皆さんとも体験しながら、こういうのがいいねとか悪いねとかという判断もできると思うので、その辺を研究材料として、一旦借りれるなり、何かを研究していったほしいなというのを要望して、この問題については提言を終わらせていただきたいと思います。

次に、放課後の児童クラブの待機を減らそうという問題なのですが、市町村によって様々な温度差もあると思います。それが準備をしたところで使い道があるとかないとか、それがやることによって非常に助かる問題もあるし、大した実施をしたけれども、利用数が少なくて何もなかったという、地域性というのはものすごい問題があると思います。ただ、放課後児童クラブについては、答弁書のほうにもありますが、言葉は悪いのですが、田舎になればなるほど、共稼ぎだとか、そういう町の実態と、最近では田舎も共稼ぎが非常に多くなってきてますよね。第1次産業で行くと、やはり農業と漁業、夫婦で朝夜働くといった、保育の開始時間、それから就業終わる時間に迎えになかなか行けないということが実際この町でも発生していると思います。

そういった子どもたちが、例えば保育所を卒業したときに、いきなり入学といった学校という大きな環境に変化をもたらす、そういったことで子どもにもものすごい負担がかかる。そういったことを、例えば保育所に入学されて学校が終わった後に、保育所にまた戻って、保育所で親が迎えに来るまでそこで待つことができるとか。それから、空き教室を利用した教室で、放課後、同じ学校の生徒と馴染むことができるとか。いろいろなよさが書かれています。そういった面も今後、厚岸町としても取り組んでいくように調査研究をしていってもらえればありがたいなと思うのですけれどもいかがでしょう

か。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

実は、この事業名につきましては、あまり強く認識しておりませんでした。ただ、今回調べさせていただいた中では、やはり特性としてあり、小地域について、都会の中で一つ二つあっても使いづらさだとか、利用の状況が随分格差が出たりとかという問題もあって、恐らくですが、児童館、保育所が単体で必要ないくらいの小さい地域においては、いろいろな事業を活用できるという意味で理想的な事業の形態なのかなというふうになんて認識したところなんです。

答弁書にも書かれているとおり、今年度、事業計画を策定していく中で、例えば、保育所では預かり時間の拡大ですとか、それから一時預かり事業というのは保育所では行っていないので、そういった事業の拡大ですとか、新たなこども家庭センターというような施設も設置しなければいけないのですが、そういったことも必要になる。それから、各地域における実情に応じて、ご提言のありました小規模多機能放課後児童支援事業というところも検討する必要があるのかなというふうになんて認識したところでございます。

ただ、この事業は補助金事業となっていて、国の金額としても、人件費1人分、事業費として100万円程度の運営費というような、どうも費用に見合わないような事業形態かなというところも改めて認識しました。ただ、それと町が直営でやる部分、それから民間で行うものに対して、助成等を設定して事業をすることという形態もあり得ますので、そういったことも検討する中で、いろいろ材料にしたいなというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 僕はお願いするほうなので、メリットのことしか言えませんが、確かに小規模多機能放課後児童支援事業という、国が事業費の本当に数分の1を事業形態をやる市町村に金額を拡充するというほうは、これから拡充するとは言っていますけれども、どの程度拡充するのかちょっと分かりませんが、それぞれメリット、デメリットがあると思うのですが、少子化が進んで保育所の入者数がどんどん減っていくということで、放課後の待機児童の解消、安定的な保育所の経営に向けたよさもあると。要するに、利用しなかった部分の時間帯を利用する、そういったメリットがある。また、園に兄弟がいる場合、保護者の送迎は1か所で済む。それとか、給食提供できる施設が多いため、夏休みなど長期間休業に弁当を用意する必要がないものも大きい。それから、卒園であれば、職員は児童や保護者と信頼関係がある中で支援を継続できる。また、発達障害やアレルギーといった特性の人にもいることもスムーズに把握できるといったメリットがあるのではないかと。様々なメリット、デメリット、調査しないと分かりません。こういったことも含めて、今後、町として研究、調査をしていただきたいとい

うことをお願いしたいのですが、もう一度よろしくお願いします。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

大きくは保育所、それから児童館、保健福祉課で所管している部分ですが、やはり児童数の減少というのが一番大きな今課題。それから、それに対応する保育士についても、人材の確保が問題となっています。一方でそういうことを考えながら、地域に適したものをそれぞれ考えなければいけない。かつ、例えばですが、これまで僻地にあった保育所は随時児童数の減少に応じて休所してなくなっている。現在、太田地区におきましても、保育所では現在の通所人数は3人となっております。そういったこともございますので、遠い未来ではなく、近い未来として柔軟な事業なんかを取り入れていく必要があるのかなと考えているところでもありますので、検討・研究を進めていきたいと考えております。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 よろしくをお願いします。

次に、コロナワクチンの接種後の全体調査についてであります。

僕は、このコロナ後遺症について、町がいかに関心すべきかということについて、今回この質問をさせてもらいました。コロナ患者がいるのか、いないのかという調査をしていないというふうになっているのですけれども、答弁の中では何人いるのかというのを町としてはきちんと、1件は健康被害と認定されず、残る1件は国において審査中というふうにちゃんと調査して把握しているということだったので、全く何もしていないということではなかったもので、答弁書で安心をしました。

この中で今後、この厚岸町全体で7回目、合計で3万5,154人の方が全体で接種をしたということで、この方たちが今後どのような症状になっていくのか、私も取りあえず4回で終わってしまったのですけれども、それぞれ7回ずっと打っている人もいますよ。けれども、それぞれみなさん後遺症だというふうに認識をしていない人もいますよね。例えば、僕の知り合いで咳がずっと止まらない、たまに寝ているときに胸が苦しくなる、それが後遺症なのかどうなのか分からないし、たばこを吸い過ぎて、それが事実、たばこの吸い過ぎが自分の後遺症になっているのかということで、いちいち病院に行って調査をして調べてもらおうということをしていない人がいるのです、実態。そういう人たちを、要するに町として、そういう人たちが健康でいつまでも働いていけるほうが町の人材であり財産であると思うのです。人一人が。そういう人たちに対して、町がどういう呼びかけをして、今健康被害がありますか、ないですかという聞き方、聞くチャンス、そういうことを町のほうで対応してあげないと、正確な実態把握というのはできないと思います。

例えば、広報とかにそういう人たちがいれば、病院に行ってくださいという広報も今までしてこなかったと思います。ですから、私はその全体調査の中で、すごい難しい調

査を厚岸町がお金をかけてやってくださいというのではなくて、コロナの接種を受けた後、あなたはどういう健康的に、どういう変化が起きましたか。すごくよくなったという人は、あまり聞いたことがないです。ですから、その調査の仕方、聞き方だと思うのです。それを研究してやってもらいたいなということなのです。いかがですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ご質問の意図は何となく理解しました。少なくとも、これまで何らかの症状があって、その方が医療機関につながらないという部分については、例えば相談窓口ですとか、こういった症状のある場合には医療機関を積極的に受診してくださいというようなPRがされていなかったかなと。罹患したときの一般的な周知、それと予防接種、ワクチンを打ったときには、チラシ等、それから打つときにも、症状が出たときには医療機関の相談、それから健康被害がある場合には相談医療機関につながってくださいというような、そのときにはしているというのがありますが、その後、経過した後に、改めてやっていないということが医療につながっていない、本来接種被害があったものについて、つながるべき人がいるのではないかとこのところにつながるのかなというところで理解をさせていただきました。

ただ、なかなか国でも今回3件接種被害申請があって、やはり因果関係というところで国は判断を割に広くしているような感じなのですが、どうも多いのは、接種してから半年、1年たった後の症状については、あまり因果関係に結びつかないような話がされている状況かなというふうに認識していますので、7回目の接種そのものも昨年のお話ですし、次、今年度からは秋に高齢者の方ですが、定期予防接種という形になっていくこともあります。

それともう一つは、コロナウイルスそのものも色々変化する中で、症状、後遺症の違いもあるのかなという、後遺症のことと、それからワクチンの接種被害のことと双方あるのかなというところでは、なかなか理解して、アンケートという形はなかなか難しいなというふうに正直考えているところですが、そういった医療機関につながるような取組は進めていきたいなというふうに考えているところです。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 例えばなのですけれども、これが自分の今の症状が今までと違った症状があると。認識はしているのだけれども、なかなか病院に行けないと。そういう人たちをどのように受け止めていけるかというのが問題だと思うのです。言わない、調査もしないといえ、実態ゼロですから。そのゼロにならない仕組みをつくるためにどうしたらいいかということを考えてほしいなと思います。要は、何もしないということだけはしてほしくないという、要望をして終わりたいと思います。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 状況によっては、現在もコロナ罹患後の後遺症に悩む方、それからワクチンの接種、明らかな症状ではなくても、例えば軽い症状であっても悩んでいる方がいらっしゃるかもしれません。そういった方がつながるような、例えば周知ですとか呼びかけができるようなものをちょっと考えていきたいというふうに考えております。

●議長（大野議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

●議長（大野議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

（な し）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時39分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 6 年 6 月12日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

議案第 4 4 号

令和 6 年度 厚岸町一般会計補正予算

(2 回目) 提案理由説明書

ただいま上程いただきました、

議案第４４号 令和６年度 厚岸町一般会計補正予算 ２回目から

議案第４５号 令和６年度 厚岸町簡易水道事業 特別会計

補正予算 １回目の提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第４４号 令和６年度 厚岸町一般会計補正予算 ２回目の提案理由をご説明申し上げます。

議案書、１ページであります。

令和６年度 厚岸町一般会計補正予算 ２回目

令和６年度 厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第１条、第１項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、１億３，５９３万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、１２８億７，９５８万１千円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び 当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

２ページから３ページまで、第１表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、７款９項、歳出では、７款１０項にわたって、それぞれ、１億３，５９３万２千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

６ページをお開き願います。

歳入であります。

１款 町税 １項 町民税 １目 個人 ３，３７１万円の減
定額減税に伴う個人町民税の普通徴収対象見込 １，７３８人分 １，４４３万
８千円と、特別徴収対象見込 ２，１２０人分 １，９２７万２千円の合計
対象見込 ３，８５８人 ３，３７１万円の減額であります。

1 1 款 地方特例交付金

1 項 1 目 1 節 地方特例交付金

定額減税減収補填特例交付金 3, 3 7 1 万円 新規計上

個人町民税における定額減税額を国が全額交付金により補填するものであります。

1 6 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金

1 目 民生費国庫負担金 2 節 児童福祉費負担金 1, 2 7 1 万 1 千円の増
児童手当の制度改正に要する費用に対しての国庫負担金の増で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「児童手当」において説明いたします。

2 項 国庫補助金 1 目 総務費国庫補助金

3 節 徴税费補助金

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）

6, 6 1 2 万 5 千円 新規計上

定額減税を補足する給付に要する費用に対しての国庫補助金の計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「調整給付金給付」において説明いたします。

2 目 民生費国庫補助金 1 節 社会福祉費補助金

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）

2, 2 3 3 万円 新規計上

低所得者世帯への物価高騰対策に要する費用に対しての国庫補助金の新規計上で、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「低所得者世帯物価高騰対策給付金(非課税世帯分)」、「低所得者世帯物価高騰対策給付金(均等割のみ課税世帯分)」及び「低所得者世帯物価高騰対策給付金(子育て世帯分)」において説明いたします。

2 節 児童福祉費補助金 1 7 5 万 7 千円

総合行政情報システムの改修等に伴う補助金の計上で、

充当事業の内容につきましては、歳出予算の「総合行政情報システム整備事業(児童手当)」及び「児童手当支給事務」において説明いたします。

17款 道支出金 1項 道負担金

2目 民生費道負担金 2節 児童福祉費負担金 50万1千円の減
児童手当の制度改正に要する費用に対しての道負担金の減で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「児童手当」において説明いたします。

2項 道補助金 4目 農林水産業費道補助金

1節 農業費補助金 400万円の増

地域づくり総合交付金の計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「トライベツ浄水場設備整備事業」
において説明いたします。

7目 消防費道補助金 1節 消防費補助金 330万円の増

地域づくり総合交付金の計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「津波避難場所整備事業」において説明いたします。

20款 繰入金 1項 基金繰入金

4目 1節 まちおこし基金繰入金 200万円の増

歳出計上のまちおこし補助金への財源計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「まちおこし補助金」において説明いたします。

21款 1項 1目 繰越金 1節 前年度繰越金

1,032万4千円の増

補正財源調整のための計上であります。

22款 諸収入 次ページにわたり

6項 3目 3節 雑入 1,388万6千円の増

デジタル基盤改革支援補助金

システム標準化・共通化に要する補助金の計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「総合行政情報システム標準化整備事業」において説明いたします。

以上で歳入の説明を終わります。

10ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 1 項 1 目 議会費

議会運営 3 万 5 千円の増

議会動画配信に要する動画編集ソフト及び補助記憶装置の事務用備品購入費の計上であります。

2 款 総務費 1 項 総務管理費

4 目 情報化推進費 3 6 0 万 5 千円の増

総合行政情報システム整備事業(児童手当) 1 2 0 万 2 千円 新規計上

令和 6 年 1 0 月からの児童手当の制度改正に要するシステムの改修費の計上、

総合行政情報システム標準化整備事業 2 4 0 万 3 千円の増は、健康管理システムの標準化・共通化に要するシステムの改修費の計上であります。

1 0 目 企画費

まちおこし補助金 2 0 0 万円の増

みんなのマルシェ実行委員会からの要望で、

厚岸町の未来を担う子ども達がのびのびと裸足で走り回れるような、家族で楽しめるイベントを開催し、親子のふれあいや子ども同士が交流する機会のほか、高齢者のボランティアとの世代間交流の場を設けることで、町の子育て機能向上の観点から町おこしの一端を担うことを目的に、社会福祉センターで、令和 6 年 7 月 2 7 日に開催予定の、「みんなのあそびば」に対するまちおこし補助金の計上で、イベントの内容は、大型エアースライダーや小さな子どもがゆったり遊べる遊び場の設置と移動動物園を招致して動物とのふれあい体験ができるほか、子ども縁日や高齢者のボランティアとの世代間交流などを行うものであります。

2 項 徴税費 2 目 諸費

調整給付金給付 6, 6 1 2 万 5 千円 新規計上 次ページにわたり、

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援を行うため、

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として、町民生活の支援を図ることを目的に給付金を支給するものであります。

その内容は、所得税及び町民税から定額減税しきれないと見込まれる

対象者 1, 487 人に対し、6, 239 万円の給付金の計上のほか、給付に係る事務費として、主に会計年度任用職員の給料、職員の超過勤務手当や給付システム整備委託料などの計上であります。

3 款 民生費 1 項 社会福祉費

1 目 社会福祉総務費

保健福祉総合センター・健康広場 101 万 8 千円の増

施設設備の老朽化による保健福祉総合センター設備の修繕料の計上で、エレベーター部品交換修繕に 20 万 9 千円、個別療育室電子部品取替修繕に 19 万 6 千円、多目的トイレ自動ドア部品交換修繕に 25 万 7 千円、1 階男子トイレ小便器自動水洗センサー修繕に 7 万 3 千円、2 階男子トイレ洗浄便座交換修繕に 10 万 2 千円、エレベーター荷重補償装置交換修繕に 23 万 1 千円で、当初予算計上分 5 万円を差し引いた額の計上であります。

多機能共生型地域交流センター 16 万 7 千円の増

施設の老朽化による多機能共生型地域交流センターの修繕料の計上で、いこいのサロン室及び交流ルームのガラスブロック交換修繕で、当初予算計上分 1 万円を差し引いた額の計上であります。

4 目 老人福祉費

福祉バス運行 26 万 3 千円の増

老朽化による福祉バスのレベリングバルブ修繕に 15 万 3 千円、バッテリーの交換修繕に 11 万円の計上であります。

老人福祉施設 163 万 4 千円の増 次ページにわたり、

修繕料 137 万 5 千円の増は、デイサービスセンターの生きがい活動支援施設棟にある煙突の傘部分が落下したことによる修繕に 14 万 3 千円、特別養護老人ホームで使用している給湯器の基盤や周辺部品が経年劣化により破損したことによる修繕に 40 万 7 千円、特別養護老人ホーム多床室棟の特殊入浴装置に繋がる給湯管の老朽化による配管の修繕に 82 万 5 千円の計上で、手数料 25 万 9 千円 新規計上は、給湯管の修繕に伴う特殊浴槽の移動に要する手数料の計上であります。

10目 諸費 2, 233万円 新規計上

低所得者世帯物価高騰対策給付金(非課税世帯分) 1, 314万4千円は、今年度新たに住民税が非課税となる世帯に対し、1世帯につき10万円を給付するもので、対象見込み 125世帯に対し、1, 250万円の給付金の計上のほか、給付金給付事務に係る事務費として、主に納付システム整備委託料などの計上、

低所得者世帯物価高騰対策給付金(均等割のみ課税世帯分)

812万8千円は、

令和5年度住民税所得割の課税世帯から、今年度の住民税が均等割のみ課税されることになった世帯に対し、1世帯につき10万円を給付するもので、対象見込み 81世帯に対し、810万円の給付金の計上のほか、給付金給付事務に係る事務費の計上、

低所得者世帯物価高騰対策給付金(子育て世帯分) 105万8千円は、

前記二給付金事業の対象世帯で18歳以下の児童がいる子育て世帯に対し、

18歳以下の子ども1人につき5万円を給付するもので、住民税非課税世帯分の対象見込 15人に対し、75万円の給付金と、住民税均等割のみ課税世帯分の対象見込 5人に対し、25万円の給付金の計上のほか、給付金給付事務に係る事務費の計上であります。

なお、令和5年度においても物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）を充当し、同様の事業を実施していましたが、令和6年度から新たに対象となる世帯に対し給付金を給付するものであります。

2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費

児童手当支給事務 46万9千円の増 次ページにわたり、

児童手当制度の改正に伴い、児童手当支給に係る事務費の計上であります。

2目 児童措置費

児童手当 1, 171万円の増

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的に、国が児童手当制度の拡充を行ったことから、令和6年10月分からの制度改正に合わせて児童手当を支給するための補正計上であります。

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費

4 目 水道費

簡易水道事業特別会計 6 1 6 万円の増

特別会計収支への補正財源調整による繰出金の増であります。

5 款 農林水産業費 1 項 農業費

8 目 農業水道費

トライベツ浄水場設備整備事業 8 2 5 万円 新規計上

トライベツのポンプ井戸については、1 号と 2 号を交互に運用し取水していますが、水質検査の結果、水質基準値を超える数値であったため、現在 1 号井戸からの取水を制限し、2 号井戸の割合を増やし送水している状況であります。このため、1 号井戸単体でも配水できるよう炭酸ガス注入設備を整備する工事費の計上であります。

3 項 水産業費 1 目 水産業総務費

水産業一般 1 6 3 万円の増 次ページにわたり、

厚岸港まつり協賛会 4 0 万円の増は、7 月 5 日に開催される予定の「第 68 回厚岸港まつり市中大パレード」の、熱中症対策のため給水関係経費として、

1 7 万 5 千円、手踊り参加者の増加見込による移送バス代として 1 1 万円、パレード警備配置員へのヘルメット 4 0 個の賃借料として、2 万 5 千円、交通規制告知看板 2 枚の製作代として、9 万円の負担金の計上で、

厚岸港まつり協賛会（町民花火大会船借上料分） 1 3 2 万円の減は、

花火打ち上げ場所を台船から若竹第 2 埠頭の防波堤としたことによる皆減で、

厚岸港まつり協賛会（町民花火大会運営分） 2 5 5 万円新規計上は、

町民花火大会実行委員会からの要望で、これまで、町民や事業者からの寄附金により花火大会を実施しておりましたが、人口減少などによる寄附金の減少と労務単価や原材料費の上昇により花火打ち上げ代が高騰し、実行委員会単体での実施が困難となったことから、花火打ち上げ分として 2 0 0 万円と若竹第 2 埠頭の防波堤への花火打上げ機材等の輸送船借上げ代として 5 5 万円の補助金の計上あります。

7 款 土木費 2 項 道路橋梁費

1 目 道路橋梁維持費

上尾幌駅前 2 の通り整備事業 1 5 8 万 4 千円 新規計上

道路の法面が崩落し、隣接する民家へ被害が発生する恐れがあることから、法面補修のための改修工事費の計上であります

床潭末広間道路法面整備事業 1 8 7 万円 新規計上

道路に落石が発生し、法面にも大きな石が見えている状況で、今後も落石の可能性があり通行車両などに支障を来す危険性があるため、その対策のための改修工事費の計上であります。

8 款 1 項 消防費 2 目 災害対策費

津波避難場所整備事業 7 0 8 万 2 千円 新規計上

消耗品費 2 1 万 7 千円は、避難指示が発令された場合に避難場所や高台に避難が困難な時に、一時的に避難する施設として役場庁舎、町営住宅宮園団地、N T T 厚岸ビルを指定し、避難時に必要となる防災備蓄品を整備するもので、災害用トイレ消耗品 1 3 万 7 千円、常備用カイロ 2 万 5 千円、防寒用アルミシート 5 万 5 千円の購入費の計上で、

物置等購入 6 5 7 万 3 千円は、特別養護老人ホーム心和園の裏山避難場所に降雨時や冬期間の低体温症対策など、津波避難場所において入居者の安全を早急に確保するため、簡易ハウス 5 棟と津波一時避難場所に設置する備蓄品収納庫 4 台の購入費の計上で、防災用備品購入 2 9 万 2 千円は、簡易ハウス内に設置可能な簡易ベッド 2 5 台の購入費の計上であります。

2 0 ページから 2 1 ページまで、一般職員及び会計年度任用職員人件費の補正に伴う「給与費明細書」を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に議案第 4 5 号であります。

議案第 4 5 号

令和 6 年度 厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算

(1 回目) 提案理由説明書

議案書の 1 ページであります。

令和 6 年度 厚岸町 簡易水道事業 特別会計補正予算（1 回目）

令和 6 年度 厚岸町の簡易水道事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、6 1 6 万円を追加し、
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、1 億 7 8 8 万 8 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第 1 表 歳入歳出予算補正であります。

歳入、歳出ともに、1 款 1 項にわたって、
それぞれ、6 1 6 万円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

6 ページを、お開き願います。

歳入であります。

5 款 繰入金 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金 6 1 6 万円の増 補正財
源調整に伴う増額補正であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページを、お開き願います。

歳出であります。

2 款 水道費 1 項 1 目 水道事業費 6 1 6 万円の増
簡易水道施設 1 2 3 万 2 千円の増は、
5 月 6 日に発生した大別幹線配水管の漏水したことによる仮復旧に要する修繕
料の計上、
大別地区配水管整備事業 4 9 2 万 8 千円 新規計上は、
大別幹線配水管の漏水による配水管整備に要する工事費の計上であります。

以上で歳出の説明を終わります。

以上を持ちまして、

議案第 4 4 号 令和 6 年度厚岸町 一般会計 補正予算 2 回目から
議案第 4 5 号 令和 6 年度厚岸町 簡易水道事業 特別会計補正予算 1 回目ま
での提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。